

吉賀町告示第17号

令和6年第1回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月20日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和6年3月4日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	安永 友行君

○3月5日に応招した議員

○3月6日に応招した議員

○3月12日に応招した議員

○3月13日に応招した議員

○3月14日に応招した議員

○3月18日に応招した議員

○ 3月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和6年 第1回（定例）吉賀町議会会議録（第1日）

令和6年3月4日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和6年3月4日 午前9時06分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 令和6年度町長施政方針
- 日程第6 発議第1号 訪問介護基本報酬の引下げを撤回し引上げを求める意見書（案）
- 日程第7 報告第1号 放棄した私債権の報告について
- 日程第8 議案第11号 吉賀町地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第12号 吉賀町自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第13号 令和5年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第14号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第15号 令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第16号 令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第17号 令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第15 議案第18号 請負契約の変更について（令和5年度林道滑峠線舗装改良工事）
- 日程第16 議案第19号 請負契約の締結について（令和5年度町道板木線板木橋補修工事）
- 日程第17 議案第20号 動産購入契約の締結について（吉賀町立小学校教師用指導書等整備事業）
- 日程第18 議案第21号 吉賀町手話言語条例の制定について
- 日程第19 議案第22号 吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第23号 吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第24号 吉賀町部活動検討委員会設置条例の制定について
- 日程第22 議案第25号 吉賀町こども家庭センター設置条例の制定について
- 日程第23 議案第26号 吉賀町地域医療協議会設置条例の制定について
- 日程第24 議案第27号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 日程第25 議案第28号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第29号 吉賀町交流研修センター施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第30号 吉賀町サクラマス交流センター施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第31号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第32号 吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第33号 吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第34号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第35号 吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第36号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第37号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第38号 吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第39号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第40号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第41号 吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第42号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議案第43号 令和6年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第41 議案第44号 令和6年度吉賀町下水道事業会計予算
- 日程第42 議案第45号 令和6年度吉賀町病院事業会計予算
- 日程第43 議案第46号 令和6年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第44 議案第47号 令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第45 議案第48号 令和6年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第46 議案第49号 令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第47 議案第50号 令和6年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第48 議案第51号 令和6年度吉賀町一般会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 令和6年度町長施政方針
- 日程第6 発議第1号 訪問介護基本報酬の引下げを撤回し引上げを求める意見書（案）
- 日程第7 報告第1号 放棄した私債権の報告について
- 日程第8 議案第11号 吉賀町地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第12号 吉賀町自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第13号 令和5年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第14号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第15号 令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第16号 令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第17号 令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第15 議案第18号 請負契約の変更について（令和5年度林道滑峠線舗装改良工事）
- 日程第16 議案第19号 請負契約の締結について（令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事）
- 日程第17 議案第20号 動産購入契約の締結について（吉賀町立小学校教師用指導書等整備事業）
- 日程第18 議案第21号 吉賀町手話言語条例の制定について
- 日程第19 議案第22号 吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第23号 吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第24号 吉賀町部活動検討委員会設置条例の制定について
- 日程第22 議案第25号 吉賀町こども家庭センター設置条例の制定について
- 日程第23 議案第26号 吉賀町地域医療協議会設置条例の制定について
- 日程第24 議案第27号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第28号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第29号 吉賀町交流研修センター施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第30号 吉賀町サクラマス交流センター施設条例の一部を改正する条例について

て

日程第28 議案第31号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第29 議案第32号 吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員 (12名)

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	中田 敦君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 竜也君
税務住民課長	山根 徳政君	保健福祉課長	中林知代枝君
医療対策課長	渡邊 栄治君	産業課長	堀田 雅和君
建設水道課長	早川 貢一君	柿木地域振興室長	深川 千恵君

午前9時06分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりませんので、令和6年第1回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、10番、中田議員、11番、庭田議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。4番、桑原議会運営委員長。

○議会運営委員長（桑原 三平君） それでは、本定例会の会期について、議会運営委員会より報告をさせていただきます。

本日より3月19日火曜日までの16日間と決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（安永 友行君） それでは、お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり、本日から3月19日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から3月19日までの16日間と決定をしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告、定期監査報告、備品監査報告、議会の動静報告は、お手元に配付したとおりです。

また、2月8日に11番、庭田議員が全国町村議長会の議員在職27年以上の自治功労者表彰を受けられましたので、御報告をいたします。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日、本年第1回目となります定例会を招集しましたところ、議員の皆様には大変御多忙中にもかかわらず、全議員の御出席をいただきま

して、誠にありがとうございました。

動静報告の前に、3つのことについて、私のほうから、まず申し上げさせていただきたいと思います。

まず1点目は、公立よしか病院、並びによしか介護医療院のことについてであります。

去る3月1日に挙行いたしました開設記念式典等への御臨席に対しまして、改めて心から感謝申し上げる次第でございます。大変ありがとうございました。地域医療の存続のためには、行政と医療法人との連携はもちろんでございますが、さらに必要とされますのは、地域の皆さんと議会の絶大な御支援でございます。どうか吉賀町議会におかれましてもこの病院の一番の応援団として、力強い御支援を賜りますことを切にお願い申し上げておきたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

次に、2つ目は、私のほうから後ほど申し上げます町長施政方針、並びに提案理由についてでございます。

昨年3月の定例会以降、これまで招集いたしました定例会と臨時会における議案審議、それから一般質問、あるいは全員協議会における質疑の中で様々な御意見をちょうだいしているところでございます。これらを受けまして、今回の施政方針に盛り込ませていただきました事柄について、少しだけ申し上げておきたいと思います。

まず、1番の桜下副議長のほうからは、地域医療の継続につきまして、再三再四にわたって様々な御意見をちょうだいしておったところでございます。3月1日に開院いたしましたよしか病院、さらによしか介護医療院、この運営につきましては、当然のこととございますが、健全な運営に努めてまいりたいという思いのところを盛り込ませていただいております。

それから、2番、村上議員からは、六日市循環線実証運行についての御意見をいただいておりました。これまでの事前予約制から、今回、事前予約なしの運行に改善をさせていただき、住民の皆さんの利便性を改善するということに努めさせていただいております。

また、建築推進協議会が事業主体として実施していただいております、住宅改修支援事業の補助金でございますが、大変厳しい財政運営の中ではございますが、本年度の当初予算との比較の中で、若干ではございますが、増額をさせていただいております。

それから、3番の三浦議員のほうからは、これまでのところで帯状疱疹ワクチンの予防接種についての御提案をいただいておりました。この御提案につきましては、島根県内の自治体としては初めてでございましたが、今年度からこの予防接種に係る助成事業を既に実施をさせていただいております。大変、これ好評を得ておりますし、希望者が多いということでございますので、新年度におきましても継続して対処をさせていただきたいと思っております。

4番の桑原議員のほうからは、萩・石見空港の利用促進と、それから、住民の皆さんの利便性

の向上に対する御提案、御意見をいただいておりました。これを受けまして、今回、関係する団体と協議をいたしまして、空港利用の際の乗合タクシーの運行につきまして準備を進めることとさせていただいておりますので、つけ加えさせていただきたいと思います。

それから、5番、河村由美子議員のほうからは、町内の商工業の振興についてたくさんの御意見をいただいております。特に事業継続に向けて大きな課題となりますのは、やはり従業員の確保でございます。そのための環境整備、とりわけ住居の対策でございますが、これは喫緊の課題でもございます。従来の制度を本年度中に既に民間賃貸住宅整備補助金として拡充をいたしましたので、引き続き、これについても対処していきたいと思います。

それから、当町で数年前から消費喚起の目的で実施しておりますプレミアム商品券の発行事業でございます。来年度も本年度並みの3,500セット分の助成を行いたいと思っております。島根県内のほかの自治体では、これまでコロナの交付金を活用して、これを財源に単発的に行っておりましたが、吉賀町の場合はそうではございませんで、従来から単費で財源を確保してやつております。これも今回、厳しい財政状況の中ではございましたが、この財源の確保をさせていただいたということでございます。町内の消費喚起に向けて頑張っていきたいと思っております。

それから、6番、松蔭議員のほうからは、数回にわたって、多文化共生の実現について御意見をいただいておりました。さらなるこの進化を目指して、日本語教室を開催するということと、それから外国人と住民の皆さんの交流機会の創出を考えてまいりたいと思っております。

それから、太陽光発電事業についての御意見を伺っておりました。この事業につきましては、全員協議会等でも御説明させていただいておりますが、新たに条例制定の準備をしているところでございます。

それから、7番、河村隆行議員のほうからは、林業振興対策についての御意見も再三再四、話を伺っておりました。今回、その一環といたしまして、既に全協等で御説明をさせていただいておりますが、総務省の地域活性化企業人事業を活用いたしまして、現状では、仮称としておりますが、林業包括企業体の設立に向けた検討を行ってまいります。

それから、航空レーザー測量の件でございます。これにつきましても、リモートセンシングが可能となるように、国への働きかけを一層強めていきたいというふうに考えております。

それから、8番、大庭議員のほうからは、集会施設のバリアフリー化についての御意見を伺っておりました。検討いたしました結果、地区集会所、あるいは自治会館におけるバリアフリー化を図るために、新たな助成制度を創設いたします。今回の制度運用によって、十分ではございませんが、さらなる自治会活動の活性化の一助にしていただきたいというふうに思っております。

9番、藤井議員のほうからは、一般質問の中にもございましたが、難聴高齢者対策についての御意見を伺っておりました。このことにつきましては、これまで高齢者介護予防・地域支え合い

事業の各種事業の中でも進めておりましたが、さらにこの支援強化を図るために、難聴高齢者に対する補聴器の購入助成事業を今回、創設をさせていただいたということでございます。

10番、中田議員のほうからは、益田岩国道路についての御意見を伺っておりました。これにつきましても、さらに関係市町との協議を重ねてまいりたいと思います。

それからもう一つ、下水道設置困難箇所の解消に向けたことについても御意見を伺っておりました。今回、助成事業等の制度化によりまして、改善を深めてまいりたい、進めてまいりたいというふうに考えております。

11番の庭田議員のほうからは、太陽光発電事業と有機農業についての御意見を伺っておりました。太陽光発電につきましては、先ほど、6番議員のところで申し上げたとおりでございます。

それから、有機農業についてでございます。ああして昨年オーガニックビレッジ宣言をさせていただきましたが、これをさらに進化をさせていくということで、全協等で御説明をさせていただいておりますが、技術指導員の配置、それから研修制度の充実を図ってまいりたいと思います。

それからもう一つは、現在、学校給食で全量、有機米で対応しているところでございますが、来年度は、年数回ということにはなろうかと思いますが、お米以外の野菜につきましても有機野菜で賄うオーガニック給食の日というのを設けまして、これで学校給食をより進化させる形で、有機についてのことを考えるようなものにしていきたいというふうに考えております。

以上申し上げました事柄につきまして、それぞれの内容の豊富化を図らせていただきました。後ほど申し上げますので、今後のところで御確認をいただきたいと思います。

最後に3つ目は、今回定例会に執行部側から提案をいたします議題についてでございますが、全部で54件となります。この後、順次、上程させていただきますので、慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますよう、お願い申し上げておきたいと思います。

それから、議会運営委員会でも報告をさせていただいているかと思いますが、最終日のところで追加提案の準備をさせていただいておりますので、このことにつきましても、申し添えておきたいと思います。

前置きが少し長くなりましたが、続きまして、資料によって町長動静報告をさせていただきたいと思います。今回、報告をさせていただきますのは、昨年の12月定例会以降のところでございます。

12月の定例会につきましては、6日に招集させていただきまして15日までの会期でございました。10日土曜日でございます。しまね人権フェスティバルを益田のグラントワで島根県開催させていただきまして、この席で益田市長、津和野町長、そして私、3人の首長が1日人権擁護委員ということで委嘱を受けさせていただきました。

14日でございます。吉賀町柿木の御出身であります日本画家の染谷香理様が来庁されまして、

面会をさせていただくとともに、夕刻のところで囲む会を開催をさせていただきました。この日を含めて数日間にわたりまして、町内の小中学校、それから一般の方を対象に日本画の教室を開催をさせていただいたということでございます。

16日は、岩国シンフォニアで行われました「追悼 澄川喜一展」のほうへ出かけております。

18日は、吉賀高等学校を訪問させていただきまして、生徒の皆さんによります、ここにありますように、全国高等学校文芸コンクールと伊藤園おーいお茶新俳句大賞の入選をされましたので、その報告を受けさせていただきました。

同日は益田の石見美術館で「追悼 澄川喜一展」のほうを観覧させていただきました。

19日は、アンテナショップ20周年記念に伴います抽選会を行っております。

次のページでございますが、この19日から28日にわたりまして数日間になりましたが、年末の挨拶周りを町内外で行っております。

中ほど25日でございます。鹿足郡養護老人ホーム組合の全員協議会と臨時会が行われました。

28日でございます。仕事納め式、それから28、29日で恒例の六日市、柿木地区によります消防の年末警戒に出席いたしました。

次のページでございますが、大晦日31日には、先ほど申し上げましたアンテナショップの20周年記念をして行いました、抽選会の商品の伝達をアンテナショップで行ったところでございます。

年が明けまして、1月4日は仕事始め式、そしてこの日から13日までにかけまして、関係する機関団体への年頭の挨拶回りを行わせていただきました。

1月7日は、吉賀町の消防出初式を挙行いたしまして、翌8日は、岩国市の消防出初式に出席をさせていただきました。

次のページでございます。1月13日でございます。年頭の挨拶を兼ねまして、上京いたしまして森英恵事務所を訪問し、御長男の森顯様、それから秘書の山崎様と面会をさせていただきました。

15日には、島根県立大学、浜田に出向かせていただいて、山下理事長と新田副理事長と面会をさせていただきました。

17日は、益田地区保護司会の関係連絡協議会のほうへ出席をいたしました。

18日は、恒例でございますが、島根県土木協会の主催によります国土交通省との意見交換会等に出席をいたしました。

1月19、20日でございます。広島市で行われました在広島根県人会新年会と島根ふるさとフェアのほうへ出席いたしました。

21日は、旧道面家住宅での文化財防火訓練であります。

24日は、鹿足郡養護老人ホーム組合全員協議会と臨時会、25日につきましては、都道府県の町村会正副会長交流会がございましたので、上京いたしました。

26日の金曜日でございます。よしか病院の関係で広島大学の大学院医系科学研究科腎泌尿器科の教授のほうへ訪問させていただいて、お礼等を申し上げたところでございます。

1月28日、次のページの上になりますが、岩国市長選挙が執行されますので、その報告会に出席いたしました。

29日におきましては、松江市で行われた土地改良事業団体連合会役員会、さらに宇部市のほうに向かいまして、よしか病院の関係で山口大学医学部附属病院のほうを訪問させていただきました。

下がっていただきまして、31日には七日市小学校の総合的な学習で少しお話をさせていただきまして、その日の午後からは吉賀町の総合教育会議を開催をさせていただきました。

2月に入りまして、2月1日は、よしか病院の運営に係る説明会、そして2日は、2月13日から19日、吉賀町の職員1名でございますが、能登半島地震に派遣をいたしますことに伴いまして、激励会を行いました。

それから夕刻は、林野関係の事業意見交換会で東京へ出かけたところでございました。

下がっていただきまして5日でございます。益田地区の事務組合の理事会、併せて今、建築中であります消防本部の庁舎の建築状況の視察がありました。

2月6日は、島根県町村会の中央要望活動ということで、会長の隱岐の島町長、副会長であります飯南町の町長、さらに事務局の2名で特別交付税の要望活動を行わせていただくということでございました。大変、能登半島の地震の関係で特交は厳しい状況というのは重々承知はしておりましたが、そのことも踏まえて、どうにか昨年並みの財源、予算を確保していただきたいというお願いで、地元出身の国會議員の先生と総務省のほうへ出かけたところでございます。

2月7日は、岡山県総社で行われましたインフラメンテナンス市区町村長会議中国ブロック会議の総会に出席させていただいて、吉賀町、津和野町、それから益田市等のインフラの状況について、私のほうから意見発表をさせていただいたところでございました。

2月8日でございます。次のページになりますが、萩・石見空港利用拡大促進協議会の幹事市町の首長会議、臨時に開催されまして、関係いたします浜田市、益田市、津和野町、吉賀町、阿武町、萩市、それぞれ首長が参加をさせていただきました。

2月9日は、松江市であります後期高齢の広域連合議員協議会と議会定例会、その足で海田町に向かいましてヨシワ工業のほうへ御挨拶に伺いました。

11日は、御逝去されました衆議院議員の細田先生のお別れ会で松江に出かけております。

13日は、益田広域事務組合の定例会、それからその日の夕刻からよしか病院との運営に係る

住民説明会を20日まで、町内5か所で開催をさせていただいたところでございます。

2月14日は、有機農業講演会を六日市基幹集落センターで開催をし、多くの方に御参加をいたしました。

2月15日は、町議会の臨時会と全員協議会でございます。

下がっていただきまして17日、公明党島根県本部の政経懇話会と石見西地区郵便局長会の通常総会等がありまして、浜田市、益田市のほうへ安永議長とともに出席をさせていただきました。

一番下、19日につきましては、鹿足郡事務組合の定例会、それから次のページでございますが、午後からは不燃物並びに養護老人ホーム組合の定例会をそれぞれ招集いたしました。

2月20日でございます。先ほど申し上げました能登半島の地震の関係で職員を派遣をしておりまして、19日に帰庁をいたしましたので、その活動報告を受けたところでございます。

同日、アルソック山陰株式会社との災害時における避難所等の安全確保と運営支援に関する協定締結式を行いました。今回、山陰両県の自治体といたしましては、初めてこのアルソック山陰株式会社との締結をさせていただいたところでございます。

それから、21日につきましては、島根県市町村農林水産業振興対策協議会総会ほかの会議で松江に出かけております。

22日につきましては、よしか病院の関係で雲南市立病院、それから島根県庁の政策企画局のほうへ訪問させていただきました。午後からは竹島の日の記念式典に出席をいたしました。

23日には、石見神楽の広域連絡協議会の総会、24日につきましては、アンテナショップで行われました餅つきのイベントがございましたので、こちらのほう、お手伝いに出向いたところでございます。

26日は、町議会の臨時会と全員協議会でございます。

28日は、国保連の通常総会で松江でございます。

29日は、吉賀町カレンダーお披露目会とありますが、これ吉賀高校で開催させていただきましたが、吉賀高校の生徒の皆さんが写真に収めたこの写真を活用して、来年度の吉賀町のカレンダーを作成いたしましたので、その発表会、お披露目会をさせていただいたところでございます。職員の退任式もこの日はございました。

3月に入りまして、1日は吉賀高校の卒業証書授与式、並びに病院、介護医療院の式典をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

日程第5. 令和6年度町長施政方針

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、令和6年度町長施政方針についての説明を求めま

す。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、お届けをしております資料を読み上げまして、町長施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきたいと思います。

令和6年第1回吉賀町議会定例会の開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、今後の町政運営に臨む基本的な考え方の一端と施策の概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、国内状況についてであります。まずは、新年早々に発生しました大参事について申し上げておきたいと思います。

今年こそ平穏な年明けかと思った矢先でしたが、能登半島地震や羽田空港における航空機衝突事故が発生いたしました。このような大参事に遭遇された全ての皆様に対し、お見舞いを申し上げますとともに、不運にも尊い命を落とされました皆様の御冥福をお祈り申し上げます。このうえは、被災地の一日も早い復旧、復興と早期の事故原因の究明を望むところであります。

なお、能登半島地震における吉賀町としての支援についてであります。当面は、既に取り組んでおります義援金募集と関係団体からの要請等に基づく現地への職員派遣について、可能な限り、対処してまいりたいと思います。

また、ここ数年間、私たちの生活や経済に大変大きな打撃を与えてきた新型コロナウイルス感染症は、昨年5月8日より法律上の位置づけが2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられました。しかしながら、完全収束したわけではなく、引き続き、今後の動きに注視しながら、的確に対処していく必要があります。

こうした中、去る1月26日、第213回通常国会が召集されました。しかし、1月29日に衆参予算委員会で「政治とカネ」の問題を巡り集中審議を行い、翌日の1月30日に岸田文雄内閣総理大臣が施政方針演説を行うという異例のスタートとなりました。その主な内容は次のようなものがありました。

まず、能登半島地震については、自らをトップとする復旧・復興支援本部を新設し、1兆円に倍増した来年度予算案の予備費を使用して、切れ目なくできることは全て行うことを示されました。経済再生については、物価高に負けない賃上げを確実に実現すると強調し、政府による公的賃上げに医療、福祉や公共サービス分野で取り組むとしています。社会全体で大きな課題となっている人口減少問題については、包摂的な社会の実現のために、児童手当拡充や保育士配置基準の見直しを掲げ、関連法案成立に意欲を見せました。

さらに、地域活性化にもしっかりと取り組むことを次のように明言しています。「地方創生なくして日本の発展はありません。それぞれの地域においても絆の力を基礎に、新しい取り組みが始まっています。観光や農業などの基幹産業の発展を支援し、そして安心して暮らせる地域を守り

抜いていかなければなりません」この言葉を象徴するかのように、観光・農業、安全・安心、福島復興などについての考え方を述べられています。

このほかにも政治刷新本部、外交・安全保障、憲法改正・皇位継承などについても触れられています。さらに、今回の施政方針の中で、「新たな力」という言葉を幾度も使われました。今、国内では被災地にとどまらず、日本経済のいろいろな場面で、「新しい力」が動き出しています。

最初から世界で活躍を見据える志を持つ若者、地域の課題を新たな技術で解決する試み、国民一人一人が持ち場でこつこつと地道に取り組んでいる現場、様々な場面で「新しい力」が生まれています。この営みをつなぎ合わせ、デジタル、グリーン、官民連携、スタートアップなどの新しい要素と組み合わせていけば、よりよい日本になることを確信するとも述べられています。

そのうえで、本年を国民の皆さんに成果を実感していただく年にするため、政治の総力を挙げて断固として取り組む決意を表明されました。

次に、島根県内の状況についてであります。

2月14日開会した第489回島根県議会定例会における島根県知事の施政方針並びに提案理由説明の要旨は、次のようなものであります。

まず、予算についてであります。来年度当初予算は、エネルギー価格・物価高騰対策と島根創生の推進の両立を進めるとともに、健全な財政運営を図る予算として4,617億円の編成となっています。併せて国の施策や財政支援を踏まえて、国土強靭化対策も含めた315億円の本年度補正予算も編成され、総額ベースで4,932億円となり、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、前年度比3.9%、202億円減の予算規模となっております。

この予算案における柱は、1つ目として、エネルギー価格・物価高騰対策、2つ目として、人口減少に打ち勝つための総合戦略の推進、3つ目として、生活を支えるサービスの充実、4つ目として、安全安心な県土づくりであります。

また、予算に反映した施策についてであります。エネルギー価格・物価高騰対策については、県内経済を守り、回復させる施策や県民生活の支援などであります。人口減少に打ち勝つための総合戦略の推進については、基本目標である「活力ある産業をつくる」、「結婚・出産・子育ての希望を叶える」、「地域を守り伸ばす」、「島根を創る人を増やす」に沿った施策であります。生活を支えるサービスの充実については、保健・医療・介護の充実、支え合いによる地域共生の社会づくり、教育の充実とスポーツ・文化芸術の振興などであります。安全安心な県土づくりについては、土砂災害対策や道路防災対策、河川改修などの国土強靭化対策や能登半島地震を踏まえた対策の強化、地域生活交通などの生活基盤の確保や暮らしを取り巻く豊かな環境保全の推進などであります。

今回の予算の着実な執行によって、傷んだ島根県内の経済や生活が確実に回復され、厳しい財

政状況の中にあっても島根創生計画が遂行され、所期の目的が一日も早く達成される日が訪れる事を願っています。

國も島根県も将来にわたる状況を的確に見極め、大局的な施策を展開していくとともに、中山間地域の実情に応じた現実的施策についても積極的に講じていただくことを切望するところです。そのうえで、我々基礎的自治体においては、従来にも増した厳しい財政見込みの中で財政運営を行い、適切な住民サービスを確保しつつ、地域振興と行政の効率化を講じていくべきであります。

いずれにしても、施策を効果的に展開していくのは、住民に最も近い存在となる基礎的自治体であり、そのような観点からも地方に課される責任は一層重くなっていることをより強く意識しなければなりません。

町政を取り巻く諸情勢についてであります。

昨年は、かねてからの懸案事項でありました地域医療や旧六日市医療技術専門学校の利活用、新型コロナウイルス感染症対策などに奔走した1年でありました。

また、当町に御縁のある皆様が相次いで御逝去されました。名譽町民の澄川喜一先生、水彩画家の伊藤博子先生、さらに、お母様が当町の御出身で厚生大臣など数々の政府の要職を歴任されました元衆議院議員の津島雄二先生であります。先生方は、常にふるさとのことを思い、いろいろな形で御支援頂いておりました。先生方が愛してやまなかつたふるさと吉賀町をこれからも地域の皆様と一緒に守っていきたいと思います。そして、これまでの御功績に対して、衷心より敬意を表しますとともに、安らかなる御冥福をお祈りしたいと思います。

なお、町内の子どもたちや地域の皆様が各界で活躍され、嬉しいニュースをたくさん届けていただいたことも申し添えておきたいと思います。

ところで、私も2期目の任期がスタートし、早いもので既に2年4か月が経過をしました。多忙な日々の中にあって、改めてその責任の重大さを痛感しているところです。

現在、当町の課題は山積しておりますが、その中でも一番大きな事柄は、公設民営化で地域医療を存続していくことでした。このことについては、町民の皆様にこれまで大変な御心配をおかけしておりましたが、島根県、包括連携協定を締結していただきました益田赤十字病院様や津和野町の医療法人橋井堂様をはじめ、あらゆる関係機関の皆様の献身的なお力添えによりまして、町が全額出資した医療法人力タクリ会が指定管理者となって、3月より公設民営化を実現し、公立の「よしか病院」としてスタートしたところであります。

しかしながら、今後の運営に際しては、当面厳しい状況が続くものと思われます。引き続き、町民の皆さんのが住み慣れた地域で生涯を通じて健康で安心して暮らせる地域医療・介護体制の実現に向けて頑張ってまいります。

このようなことも含め、私に与えられた使命であります「一体感の醸成」を果たして、「まち

を一つに」し、「育ててよし！元気よし！住んでよし！」、この「三つのよし！の吉賀町」を目指していきたいと思います。

その推進に当たっては、何と言っても財政基盤の安定が必須条件となります。これまで財政指標こそ改善されてきましたが、地方財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況です。

当町では、総合戦略の推進により、これまで人口減少率は緩やかな状況にありました。しかし、ここにきて減少率がやや加速しております。この状況を好転させていくとともに、多文化共生社会の実現も図ってまいりたいと思います。

そして、まちづくりを行う上で、次のことにも配慮してまいりたいと思います。1点目は、コロナ禍の取り組みの中で、私たちが学んだ「人権への配慮」です。お互いが置かれた立場を尊重し、人を思いやることができます吉賀町でありたいと思います。地域全体で、人権について考え、人権に配慮した行動をとっていただくことを訴え続けていきたいと思います。

2点目は、「職場環境の充実」です。かつて私を含む全管理職員が、県内町村としては初めて、仕事と豊かな私生活の両立を図るためイクボス宣言を行いました。この宣言によって、職員が育児や介護のために時間を使うことを自然に進められる職場環境を目指す働き方改革にも引き続き挑戦していきます。また、行政でのこのような取り組みが、今後、町内の様々な企業や団体にも広がっていくことを大いに期待しております。

さらに、私といたしましては、様々な事案を踏まえ、これまで以上に町民の皆様との対話を重視し、より多くの皆様の声に耳を傾けることで行政との信頼関係を再構築してまいりたいと思います。そして、種々の事案に適切に対処しながら、安全安心のまちづくりと地域力の向上をさらに推進してまいりたいと思います。そのことによって、町民の皆さんのがこの町での生活のよさを等しく実感していただけるよう、精いっぱい努めてまいりたいと思います。

それでは、第2次吉賀町まちづくり計画に沿って、来年度の主要施策について、以下のとおり順次申し述べてまいります。

最初に、「快適で安全に暮らせるまちづくり」についてであります。

町内全域の情報通信網として整備しましたケーブルテレビ施設につきましては、吉賀町での基本プラン加入数は約2,500戸とほぼ横ばいの状況が続いています。近年は、インターネットによる動画配信など、より高速大容量な通信環境が求められており、通信機能の高機能化が重要な課題となっています。

防災につきましては、小学校区単位で開催してまいりました総合防災訓練について、2巡目に入ったところですが、これまで以上に地域と協働し実施してまいります。自主防災組織につきましては、本年度中に2つの地区で設立がありました。未設置の地区において前向きに検討していただけるよう、情報提供等を行ってまいります。

ハザードマップにつきましては、島根県により洪水浸水想定区域が見直されましたので、これを反映させたものを作成することとしています。

公共交通網の活性化及び再生を目指して、令和元年度に策定しました吉賀町地域公共交通網形成計画につきましては、計画期間の最終年となりますが、期間延長を含む内容変更を行い、令和7年度に吉賀町地域公共交通網形成計画に代わる吉賀町公共交通計画を策定する予定としています。

昨年5月から開始している六日市地域循環線の実証運行につきましては、3月中に事前予約なしで乗車ができるよう運行内容を改善しています。

道路環境の整備につきましては、町道など生活に身近な道路の安全安心を基本に進めてまいります。特に、通学路においては、島根県、教育委員会、警察署、PTA等と連携して安全点検を実施し、国庫補助事業等を活用しながら危険箇所の改善に努めるとともに、冬期における交通の安全確保のため、除雪作業に取り組みます。また、国道、県道の整備につきましては、引き続き島根県へ要望していきます。

道路、河川の維持管理につきましては、道路安全パトロールや危険箇所の点検を実施し、日々の住民生活に支障を及ぼすことがないよう機能の向上と維持管理に努めます。特に、橋梁の維持管理においては、来年度において健全度4判定の橋梁の解消が完了することから、今後は3判定の橋梁の解消とさらに健全度を高める取り組みを進めながら、PCBの国における処理期限が令和8年度末であるため、残り2橋のPCB含有塗膜の処理を進めるとともに、道路のり面の落石対策工事を進めていきます。

高規格道路等の地域幹線道路の整備につきましては、山陰道の早期完成に向け、管内市町と連携し、取り組みを進めてまいります。また、一般国道9号の整備促進を図るため、益田管内1市2町と山口市が連携し、一般国道9号益田市から山口市間の抜本的な防災対策を求めていくとともに、仮称「益田岩国道路」につきましても、引き続き、益田市、津和野町と意見調整を行いながら、岩国市や国道187号沿線関係者との意見交換を実施し、取り組みを進めてまいります。

危険箇所の対策につきましては、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を受け、関連する対策事業をハード、ソフト両面から講じていきます。特に砂防事業、治山事業等に関する整備は、島根県へ要望するとともに、連携して事業の推進を図ります。

空家対策につきましては、吉賀町空家等対策計画に基づく「空家化の予防」、「空家の適正管理・利活用促進」、「管理不全の解消」といった3つの段階での対策、並びに令和5年12月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の方向性を踏まえ、主管課を企画課へ移管したうえで、総合的に検討し取り組みを進めてまいります。

また、本年度は、老朽危険空家除去支援事業補助金を活用した例が1件ありました。補助条件

の制約がありますが、制度周知を継続して行ってまいります。

消防につきましては、コロナ禍にあって制限を受けていた消防団の各種行事や訓練が、およそ通常どおり実施できる状態となってまいりました。こうした通年の活動を通じて、消防団並びに団員個々が有事の際、的確な活動ができるよう技術力の向上に努めてまいります。

また、本町に限らず全国的な問題となっているところであります、消防団員の減少という課題につきましては、消防団をはじめその関係者と協力しながら団員の確保に努めてまいりたいと思います。

水道事業につきましては、住民生活に必要不可欠なライフラインとして上水道事業の安定的かつ持続的な経営を確保していくため、経営戦略に基づき令和9年度から予定している蔵木、六日市地区での大規模な水道管更新工事に伴い、更新工事費用の捻出と水道事業の安定的な運営を図るため、料金の値上げをお願いせざるを得ないと判断に至りました。

また、下水道事業につきましても、今後必要となる更新需要に備えるとともに、健全とは言えない経営状況を改善し、運営と公平な負担を図るには、料金体系と水準の見直しをお願いせざるを得ないと判断に至りました。

このような状況により、両事業の料金審議会を2月に立ち上げ、今後も安全で安心、安定的かつ持続的な経営を確保し、水道事業を継続していくために必要な料金のあり方を審議していくこととしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

下水道事業における集合処理区域外の地域においては、個人設置型合併処理浄化槽を推進してまいります。また、来年度より、議会からもその必要性を求められておりました、いわゆる設置困難箇所の解消に向けた取り組みといたしまして、個人を対象にした排水管路設置に関する助成事業を制度化し進めてまいります。

併せて、広範囲にわたり放流箇所がない地域につきましても、御要望に応じ、直営での排水管の設置を検討していき、設置困難箇所の解消に努めるとともに、既存の合併処理浄化槽設置補助金と、浄化槽維持管理費補助金制度などの助成事業を複合的に進めながら、快適で住みやすい生活環境の確保に努めてまいります。

町営住宅の整備につきましては、住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃の住宅供給と、定住の促進に向け整備を行っているところです。建設して40年を超える住宅が多く現存していることから、令和3年度に策定した第3次吉賀町公営住宅等長寿命化計画により、旧耐震基準で耐用年数を経過した物件から建て替えを実施しており、来年度は、柿木地区にあります柳原団地につきまして、令和7年度の建築に向けた実施設計業務を計画をしております。また、第3次吉賀町公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存住宅の長寿命化にむけて七日市地区にあります新横立団地につきまして、外壁改修工事を計画しております。引き続き、計画的に調査、修繕を実施し

て適正な維持管理に取り組みます。

環境対策につきましては、令和2年10月に、国は「2050年（令和32年）温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言し、令和12年度の温室効果ガス排出量を平成25年度比で46%削減することを目標に地球温暖化対策推進法の改正や地域脱炭素化に関する事業の推進などを実施しています。

本町においても、国の方針に沿って地域特性を活かしたエネルギー対策を推進し、環境に負荷の少ない循環型社会の構築を目指すため、このたび、吉賀町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。計画を着実に実行するためには、町民、事業者、行政が互いに連携、協力し、それぞれの立場で地球温暖化対策に取り組む必要があります。目標の達成状況や施策の実施状況を吉賀町環境保全協議会へ報告し、意見聴取を行うことで、地球温暖化対策に資する事業に取り組むとともに、地域と調和のとれた再生可能エネルギーの普及導入、ごみの減量化及び廃プラスチックの資源化、省エネの推進など、多岐にわたる課題の検討と解決に向けた取り組みを実施していきます。

また、町内で計画される事業用太陽光発電については、これまで町独自のガイドラインにより、事業者に対して各種手続きを求めていましたが、さらなる実行性の確保の観点から、このたび条例制定を検討しております。新条例では、事業の禁止区域、同意・許可制度、勧告・公表の手続き等を新たに導入することで、災害の防止並びに良好な自然環境、生活環境及び景観の保全を図るとともに、地域と調和した太陽光発電事業を促進することを目指します。

本町と岩国市、周南市にまたがる区域で計画されている風力発電事業については、以前に事業者から事業工程の見直しを行っていると報告を受けていますが、現在に至るまで進展がない状況です。

本町としましては、再生可能エネルギーであっても、各種ガイドラインに準じて、地域住民の生活環境、自然環境、生態系等に配慮された事業であることはもとより、住民説明会の開催等により合意形成に努めるよう事業者に求めていきます。

再生可能エネルギーの普及導入につきましては、世界規模での脱炭素の流れが進む中、より重要な施策となっていきました。引き続き、太陽光発電システム、木質バイオマストーブ、太陽熱を利用した設備について推進するとともに、小水力発電の可能性について注視していきたいと考えています。

地籍調査事業につきましては、国、県の予算確保が厳しい状況が続いておりますが、来年度は、事業継続の田野原5地区と白谷9地区、立戸1地区を実施するほか、新規調査地区として立河内1地区の調査を計画しており、引き続き、進捗率の向上を目指します。

本町の外国人住民人口は、おおむね200人前後で安定しており、特定技能など、より長い在

留期間が認められる在留資格を持つ外国人が増加傾向にあります。国籍や地域についても、ベトナム、中国が圧倒的に多いものの、フィリピン、ブラジルなどが増えており、使用する言語は多種多様となりました。やさしい日本語や多言語表記、電話通訳、翻訳機などを活用し、伝わりやすい情報発信に努めますが、吉賀町に暮らす生活者としての外国人が安心・安全に暮らすためには、ますます日本語を使ったコミュニケーションの必要性が高まっていくものと思われます。

そうしたことから、本年度から日本語教室を設立するための取り組みを行っております。来年度はいよいよ日本語教室の開催を予定しております。第一には、日本語能力の向上を目的としますが、併せて外国人住民と地元住民の交流の軸として位置づけております。引き続き、文化の多様性や国際性を受け入れ、互いに尊重し合う多文化共生の実現のため、人権啓発に推進してまいります。

吉賀町小水力発電（かきのきすいでんくん）につきましては、渇水時には発電量が減少することもありますが、売電収入の一部2,000万円を、将来の子育て支援策に係る財源として、引き続き一般会計へ繰り入れます。また、安定した稼働ができるよう、適正な維持管理にも努めてまいります。一方、再生可能エネルギーへの関心と環境教育の推進の面からも、施設見学など、情報発信の場としての取り組みを強化してまいります。

次に、「健康で安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

安心して子どもを産み育てる環境づくりにつきましては、ここ数年は出生数が横ばいで推移しております、本年度は30人の見込みです。従来から実施している子育て支援策は一定の成果を上げていると評価しております、今後も安定的な出生数維持に向けて施策の充実等が必要と考えています。

そのため、来年度策定予定の第3期吉賀町子ども子育て支援事業計画に、子育て世代のニーズや有識者等の意見をしっかりと反映し、子育てしやすいまちづくりの実現を根気よく進めていく考えです。そのための体制整備として、来年度から保健福祉課内に「吉賀町こども家庭センター」を設置し、専門職の充実を図り、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、児童福祉と母子保健の一体的支援を進めてまいります。

健康づくりにつきましては、コロナ禍での健康教室や相談事業等の工夫により、コロナ前の状況に戻りつつあります。特定検診受診率は、5年続けて54%を超えており、昨年度は県内第1位の受診率となりました。このことは、町民の皆様の健康づくりに関する意識の向上が大きな要因であると分析しております、この傾向が継続するよう、引き続き取り組みを強化してまいります。

また、令和4年度から、国民健康保険加入者等の大腸がん検診無料化を実施しており、引き続き、その他のがん検診とともに早期発見、早期治療につながるよう、検診事業を推進してまいります。

本年度は、第2次吉賀町いきいき21健康づくり計画の中間見直しにあたり、吉賀町食育推進

計画、母子保険計画、自死予防対策行動計画、データヘルス計画の4つの計画を統合し、PDC Aサイクルによるしっかりと検証評価を実施した上で、新たに第3次いきいき21吉賀町健康づくり計画を策定し、計画を推進しています。

引き続き、誰もが心豊かに安心して、生き生きと安全に暮らせる町を目指して、ライフステージに沿った健康増進、生活習慣病予防、重症化防止及び介護予防に力を入れ、平均寿命や65歳時平均自立期間延伸を実現してまいります。

また、本年度より、長引くコロナ禍でのストレスや運動不足などが要因ともいわれる帯状疱疹患者の増加傾向に対する対策として、任意接種である水痘ワクチン、帯状疱疹ワクチンの予防接種に要する費用の一部を助成する制度を創設しました。来年度も引き続き実施し、住民の健康増進の保持及び経済的負担軽減を図ってまいります。

令和2年からの新型コロナウイルス感染症による世界規模の混乱も様々な対策により、落ち着く状況にあります。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、季節性インフルエンザ等と同様の5類に位置付けられ、ワクチン接種も本年度末で一旦終了し、来年度秋以降は65歳以上の定期接種となります。

今後も、新型コロナウイルス感染症はもとより、様々な感染症に対して、国の動向を注視しながら、引き続き感染防止対策や感染により療養が必要な方が安心して生活できるための支援を実施してまいります。

吉賀町から医療の灯を消さないため、これまで病院の存続に向けて検討を重ねてまいりましたが、本年3月1日より、新たに「よしか病院」として開設することとなりました。

昭和56年に開業され、以後42年間、この地で医療提供を行ってこられた社会医療法人石州会「六日市病院」につきましては、本年2月29日をもって閉院となりました。長きにわたり、町民の皆様に愛されてきた病院であり、「六日市病院」という名称が変わることについて、寂しさもあります。これまで病院運営に携わっていただいた「社会医療法人石州会」谷浦理事長はじめ、関係者の皆様方に厚くお礼申し上げます。

吉賀町の病院の歴史は、「六日市病院」から「よしか病院」へバトンが渡されました。町としましては、「六日市病院」の歴史を礎とし、町民の皆様が安心して受診できる環境を、圏域の医療機関とも連携して整えてまいります。

また、「よしか病院」では、新たな介護保健施設である「よしか介護医療院」を併設しました。長期にわたり療養が必要な要介護者に、長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に提供する施設となります。「よしか介護医療院」の併設により、圏域の施設との機能分化が図られ、サービスの選択肢が増えるよう取り組んでまいります。

医師をはじめとする医療従事者等の確保につきましては、引き続き最重点課題の一つでありま

す。医師については、県をはじめとする関係機関への要請を行うとともに、「よしか病院」の研修体制の構築を行い、専門研修プログラムの連携施設となるよう取り組んでまいります。また、資格免許取得に要する費用等の経済的負担の軽減と継続した人材の確保を目的に創設した奨学金、修学金制度の活用促進についても進めてまいります。

地域福祉につきましては、引き続き、第3期吉賀町地域福祉計画、活動計画に基づき、一人一人の不安や悩みに対する総合相談支援体制づくり、ボランティア活動の育成や充実、多様なニーズに対応するサービス基盤の整備など、住民の相互扶助による住みよい地域共生型社会の実現を目指してまいります。

成年後見制度につきましては、吉賀町社会福祉協議会と連携し、一層の利用促進を図るため、吉賀町成年後見センターを核として、広報、相談業務の実施、家庭裁判所に推薦するための受任者調整、市民後見人や法人後見の担い手などの育成、後見人のバックアップ支援などの取り組みを進めてまいります。

また、重層的支援や生活困窮者対策事業についても、吉賀町社会福祉協議会に委託し、地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズへの対応や、自立に向けた対策の充実強化を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、先般の全員協議会で御説明した第4期吉賀町障がい者計画の基本理念である「みんなが自立し、その人らしく生き生きと、安心して快適に共に暮らせるまちをめざす」を実現するため、引き続き、吉賀町障がい者総合支援センター等を活用し、町内外の身体・知的・精神に障がいのある方々が、就労継続支援や総合相談支援等に加え、ゆとりのある施設空間を活用し、生活介護事業や日中一時支援事業等のサービスを総合的に利用でき、地域生活支援拠点施設となるよう指定管理者であるN P O法人よしかの里等との連携強化を図ってまいります。

また、本定例会において、新たに上程する「吉賀町手話言語条例」を制定し、手話に対する理解及び手話文化の普及をもって、障がいの有無にかかわらず、全ての町民が基本的人権を有する個人として尊重され、地域で支え合いながら、お互いの人格と個性を尊重し合うことができるまちの実現を目指してまいります。

高齢者福祉につきましては、これまでの日常生活圏ニーズ調査の結果に基づき、住み慣れた自宅や地域においての自立した生活が継続できるよう、吉賀町高齢者介護予防・地域支え合い事業による各種事業を進めてまいりましたが、より支援を強化するため、難聴高齢者に対する補聴器購入助成制度の新設や、買物支援サービス及び家族介護者支援事業の内容充実を図ることにより、地域行事等への参加控えへの解消や、住み慣れた自宅での生活継続につなげ、高齢者の健康づくりや介護・認知症予防を実現してまいります。

国民健康保険事業につきましては、保険事業の取り組みでは、被保険者の皆様の御理解、御協力により、特定健診受診率は、ここ数年、県内でも上位に位置しており、そのような点が評価され、国からの保険者努力に対するインセンティブ交付金も増加しています。この財源等を活用し、来年度も引き続き、AIを活用した特定健診個別勧奨や、特定健診自己負担額無料化、大腸がん検診の無料化等を実施し、さらなる健診受診率向上及び疾病の早期発見、早期治療による医療費抑制と健康増進につなげてまいります。

また、来年度実施予定の被保険者証廃止、令和7年度からの事務処理標準化、将来的な県内での保険税率統合など、国、県レベルでの国民健康保険を取り巻く様々な改正や見直しが見込まれています。いずれにしましても、被保険者の利便性が向上するよう調整を進めてまいります。

後期高齢者医療保険事業につきましては、本年度より健康診査事業の対象者を拡充し、生活習慣病等で服薬されている方も健康診査を受診いただけるよう実施体制を整えました。被保険者の皆様に御理解、御協力をいただいた結果、受診率は島根県平均を上回る見込みです。今後も、島根県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、未受診者の方々へのアプローチを積極的に実施し、受診率向上を目指してまいります。

また、この受診結果を活用し、被保険者の皆様の低栄養予防、介護予防等に寄与するよう、来年度も引き続き「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」を実施し、医療費抑制、健康増進に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、先般の全員協議会で御説明しました第9期介護保険事業計画に基づき、来年度から向こう3か年の第1号被保険者標準保険料を月額6,650円とし、保険料率段階も現行の9段階から13段階に変更する条例改正案を上程する考えであります。

この背景としましては、国における介護制度の見直しや、本年3月より開所しております「よしか介護医療院」でのサービス提供開始や、その他必要なサービス等の充実によるものであります。

来年度も引き続き、介護給付費適正化を進め、従来から実施している介護予防事業の充実強化に加え、ケアプラン点検の実施、在宅医療・介護連携等を図り、安定した介護保険事業の運営を目指し、地域包括ケアシステムをより一層強化してまいります。

次に、「魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくり」についてであります。

農業振興対策につきましては、国際情勢が不安定の中、食料の生産資材価格の上昇や気候変動による食料生産の不安定化により、食をめぐる情勢はこれまでとは大きく変化しています。加えて、農業従事者の高齢化、担い手の減少が進んでおり、持続可能な農業を実現させ、農業経営を安定させる施策はますます重要となっています。

そのため、昨年度に策定した吉賀町農業振興ビジョンを、第2次吉賀町まちづくり計画の農業

振興に係る部門計画と位置づけ、本町が目指す農業の将来像を実現するために、本年度実施している事業を継続しながら、各種取り組みを進めてまいります。

主食用米については、全国的に需要が年々減少しており、令和5年産の需要量は、令和4年産と比べ10万トン少なく、2年連続で過去最低を更新しました。取引価格はいくらか回復傾向にありますが、資材費等の高騰により、米の生産コストはさらに増加し、生産者の経営を圧迫することが懸念されます。そのため、水田活用直接支払い交付金等も活用しながら、引き続き、収益性の高い水田園芸への転換の取り組みを進めてまいります。

水田園芸の取り組みについては、本年度に引き続き、農産物物流強化のために集出荷を行う事業者に販売経費の一部を支援し、持続可能な流通体制を構築して、集出荷しやすい体制を目指します。

国において策定された「みどりの食糧システム戦略」は、有機農業の取組面積の割合を25%、100万ヘクタールに拡大することや、化学農薬の使用量50%低減等の目標を掲げており、全国的に環境負荷低減の取り組みが進んでいます。

本町においても、昨年4月に「オーガニックビレッジ宣言」をし、さらに取り組みの強化が図られるよう、関連機関と連携体制を構築しながら進めてまいります。そのうちの一つとして、現在、全量有機米として提供している学校給食について、オーガニック化をさらに拡大するため、提供している農産物をできる限り有機野菜で賄う「オーガニック給食の日」を実施します。子どもたちの食をめぐる環境をより安心・安全なものにし、地産地消の推進にもつながるよう取り組んでまいります。

さらに、オーガニックビレッジの実現に向けて有機農業が気軽に取り組めるよう、有機農業の技術指導員の配置や研修制度の充実を図り、生産者の増加、取組面積の増加を図っていきます。

また、昨年創業20周年を迎えたアンテナショップは、立地的にも旧津和野街道沿いにあり、廿日市市との交流人口の拡大においても重要な施設であると捉えています。今後も、吉賀町の魅力を伝える情報発信の基地として、また、農産物の流通拡大の中核として充実を図っていきます。

担い手の確保や今後の地域農業をどうするかといった課題につきましては、昨年法定化された「地域計画」の策定を通して、公民館単位で担い手確保の取り組みを検討していきます。現在、先行して七日市地区、朝倉地区で話し合いを進めていますが、順次ほかの地区においても話し合いを進めていき、高齢などの理由により耕作できなくなった際に、次の耕作者へスムーズに引き継がれるよう、10年後の農地利用の将来図を作成したいと考えています。

広域的な取り組みや集落営農による取り組みを視野に入れ、農地保全の体制を構築します。この体制構築を進めるため、日本型直接支払制度を活用した農業・農村の多面的機能の維持を図る取り組みへの支援も引き続き実施してまいります。

また、これまで同様、国や県の事業を最大限活用しながら、新規就農の相談から定着までの支援を行い、自営、雇用、半農半X等、多様な形態による就農者の育成確保、認定農業者等への支援により、担い手の経営強化に取り組みます。

農業基盤整備事業は、県営により取り組みを進めます。具体的には、農業競争力強化基盤整備事業で、真田地区の圃場整備事業、県営農地中間管理機構関連農地整備事業で、吉原・坂折地区の事業を推進するとともに、新たに抜月地区を対象に加え、事業化に向けて取り組みを進めながら、島根県と連携した新たな要望箇所の事業化等に取り組みます。

鳥獣被害対策につきましては、豚熱の影響からイノシシの被害が減少していますが、農産物の被害が今後拡大していく懸念もあるため、狩猟クラブや関係機関と連携し、対応してまいります。

また、サルの被害に加え、シカの目撃も増えており、今後は林業被害防止対策も強化していく必要があります。さらに、ツキノワグマの錯誤捕獲や里山付近での目撃も依然としてあり、引き続き、動物用G P S発信機や暗視カメラなどを活用した生息行動調査を強化してまいります。

そのほか、人や個人が実施する鳥獣の被害防止対策に対する助成も引き続き行ってまいります。

「つなぐ棚田遺産」に認定されている大井谷の棚田につきましては、一昨年の豪雨により展望公園につながる遊歩道が被災しましたが、災害復旧工事は本年度で終了する見込みです。引き続き、棚田の有する多面的な機能に対する一層の理解の促進を図るためにも、今後も地域と一緒になって積極的な維持・保全に向けて取り組みを行ってまいります。

林業振興対策につきましては、森林の有する地球温暖化防止や災害防止などの公益的機能を維持・増進するために創設された森林環境税の課税が来年度から開始されます。本町としても、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策として、森林環境譲与税を活用した事業を引き続き進めてまいります。

令和3年度から始めた地域おこし協力体制度を活用した森師研修制度につきましては、来年度も引き続き採用を予定しており、林業就業者の育成と確保を図り、貴重な森林資源の有効活用を推進してまいります。また、製材から加工、販売までの6次産業化を実現するため、素材生産・作業道開設にとどまらず、多角的な事業展開を検討し、民間企業と連携しながら、この地域に見合った事業体や林業経営を目指します。

そのため、総務省の地域活性化企業人事業を活用し、令和7年度中に、（仮称）林業包括企業体の設立ができるよう、来年度中に様々な角度から検討してまいります。併せて、航空レーザー測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備を、令和7年度から導入できるよう、国へ申請手続きを行ってまいります。

林業専用道の整備につきましては、県営で整備する幸地立河内線について、全体計画6,860メーターのうち、測量設計を終えた510メーターが工事発注されており、さらに来年度270メー

タ一分工事着手を予定していると伺っています。

また、団体営（町）で整備する林業専用道幸地立河内支線につきましては、本年度170メートルを発注し、来年度も250メーター工事発注を計画しています。引き続き、事業完成に向け、地元関係者、島根県と協議しながら進めてまいります。

また、昨年度から林業施業の推進、効率化はもとより、山地災害の防止機能及び維持管理性の向上を図るため、林道舗装事業にも取り組んでいます。

来年度は麦山線200メーター、滑峠線1,000メーター、事業費約1億2,000万円で、事業期間は令和7年度までの計画としています。

商工振興対策につきましては、小規模事業者等への支援、起業・創業者への支援、住宅改修支援事業補助等を本年度に引き続き行ってまいります。その他、プレミアム商品券発行事業につきましても、来年度3,500セット分の助成を行います。

また、昨年度より独自の支援策として始めた移動販売事業に係る経費の一部を支援する取り組みにつきましても、引き続き行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが5類に移行し、経済活動の回復の兆しが見られますが、長引く物価高騰の影響が町内事業者の経営に大きな影響を及ぼしています。これまで、物価高騰等対策経営継続支援金など必要に応じて経済対策支援策を行ってきましたが、引き続き、関係機関と連絡を密にし、町内における経済状況を注視してまいりたいと思います。

町内企業における労働者の確保は、重要な課題となっています。吉賀町人材確保定着推進協議会や益田鹿足雇用推進協議会が中心となり、採用活動の支援、学校と連携したインターンシップや企業ガイダンスなどを実施し、課題解決に向けて取り組んでいきます。

従業員の住居の確保につきましては、六日市医療サービス株式会社様から譲渡を受けた集合住宅を活用し、企業のニーズに即した対応を進めてまいります。民間賃貸住宅建設補助金を民間賃貸住宅整備補助金として対象等を拡充し、民間資金を活用した賃貸住宅等の建設の促進を図ります。

特定地域づくり事業につきましても、引き続きニーズについて調査を行ってまいります。

観光振興につきましては、道の駅などの利用者が回復してきており、今年度から従来通りのスタイルでイベントも再開されています。

株式会社モンベルとの連携及び情報発信、マツダスタジアムで開催される「わが町魅力発信隊」イベント並びにサンフレッチェ広島の「推しまち」、「ふるさと島根フェア」などへの参加、きん祭みん祭農業文化祭をはじめとした町内イベントを開催していきたいと考えています。

また、廿日市市、津和野町、吉賀町で構成される津和野街道交流協議会につきましては、昨年6月に調印式を行いました。来年度は、廿日市市からのツアーや企画されていると聞いており、

吉賀町の魅力を感じてもらい、伝えていただくことで、今まで以上の山陽での吉賀町の知名度アップに期待しているところです。

町の魅力を広く情報発信し、知名度向上を図ること等を目的として、吉賀町ふるさと応援大使を3名の方に委嘱しており、引き続き情報発信を行っていただきながら、町や地域団体と連携した地域のスポーツ、文化イベントの実施等を行います。

関東圏との重要な窓口である萩・石見空港の利用促進策として、空港利用の際の乗り合いタクシーを、萩・石見空港利用拡大促進協議会とともに、来年度から実施できるよう準備を進めているところです。

健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・ら及び老人福祉センターはとの湯荘につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用客数の低迷から回復してきております。今後もアフターコロナに向けて、交流人口の中心となる施設として期待するところです。

また、両施設とも今年度、指定管理者の選定を行いました。指定管理者の変更はありませんが、来年度から新しい指定管理期間となります。

次に、「人と歴史を大切にして暮らせるまちづくり」についてであります。

教育の振興につきましては、令和4年3月に策定された第2期吉賀町教育振興計画に則り、「ふるさとの学びや体験をもとにした、明日の吉賀町を支える人材の育成」を基本理念に進めてまいります。

まず、教育環境の整備と充実に向けての人的措置（人員配置）であります。

小学校では、単式学級・複式学級を繰り返す学年は指導が難しくなること、また、特別支援学級で多学年・複数児童が在籍する場合も同じく指導が困難になるため、非助勤講師の配置を計画します。さらに、児童生徒の生活上及び学習上の困難を改善・克服するための支援を行う特別支援教育支援員を各小中学校に配置し、学校における教育環境を整えてまいります。

その一方、学校内外で課題を抱える児童生徒については、その子どもたちを取り巻く環境への働きかけを行うスクールソーシャルワーカーを複数配置し、関係機関とも連携を図りながら課題解決に向けて取り組んでまいります。

次に、「確かな学力育成」に向けての物的措置（設備・備品・教材）についてであります。

教育の情報化に向けたＩＣＴ機器については、老朽化した電子黒板の更新を引き続き進めるこことし、国による学習者用デジタル教科書の供給に合わせて教師用デジタル指導書も充実させ、子どもたちがより分かりやすい、先生方がより指導しやすい環境整備に努めてまいります。

また、学校図書の活用については、今後も充実を図り、デジタルだけではない紙、冊子の良さも味わってもらいながら、子どもたちの「豊かな心の育成」にも貢献してまいりたいと思います。

吉賀町児童生徒の学力につきましては、昨年4月の全国学力・学習状況調査、12月の県学力

調査、町学力調査において、近年成果が着実に現れています。今後も学校の先生方の働き方改革を進めるとともに、しっかりと応援しながら小中学校の教育振興を図ってまいります。

学校の応援という面においては、さらにコミュニティスクールの導入に取り組みます。このコミュニティスクールとは、小中学校に学校運営協議会を設置し、学校と地域が学校運営や子どもたちに育みたい力を共に考え実践し、「地域とともにある学校」づくりを目指すものです。令和7年度からのモデル校指定に向けて様々な検討を進めるとともに、保護者・地域の皆様に御理解、御協力が得られるよう努めてまいります。

また、第2期として取り組みを進めておりますサクラマスプロジェクト事業につきましては、引き続き学校と家庭、地域が連携し、世代を超えた多様な学びを通した人材育成を推進してまいります。改めて、町組織である「サクラマスプロジェクト推進協議会」と公民館単位で設置されている「サクラマスプロジェクト地域会議」が情報共有を行い、その連携を深め、推進体制を強化し、足並みをそろえてまいります。

また、先ほどのコミュニティスクールにある「地域とともにある学校」づくりを目指すためには、当プロジェクトの考え方は欠かせません。そのためにも、各地域それぞれで特色ある教育活動を展開し、さらなる気運醸成にも努めてまいります。

学校の部活動については、全国において少子化に伴う部員数の減少や指導者確保の難しさ、地域移行など、学校だけでは解決できない課題が顕著となっており、そのあり方についての議論が各地で様々進められております。

本町においても、来年度に吉賀町部活動検討委員会を設置し、部活動の地域移行及び部活動数の適正化等に関して、今後のあり方並びに課題について協議、検討を進めてまいることとしております。

吉賀高等学校の支援につきましては、「小さな学校で大きな夢を」の実現につながる取り組みを引き続き進めてまいります。生徒の受け入れ施設であるサクラマス交流センターや交流研修センターの運営をはじめ、各種支援事業を継続してまいります。

読書活動の推進につきましては、町立図書館及び移動図書館車の活用や取り組みの充実、学校図書館における司書研修や蔵書の充実など、子どもたちをはじめ、町民の皆様が豊かな表現、信頼性の高い情報源である書籍の良さに触れる機会の創出に向けて取り組みを進めてまいります。

人権教育につきましては、人権教育研究推進事業の指定校として、柿木小学校が指定されています。島根県をはじめ、関係機関と連携を図りながら取り組みを進め、その成果の還元を目指します。また、本年度、吉賀町人権施策推進基本方針の第2次改定を進めてまいります。今後は、この基本方針に則り、施策を進めてまいります。

社会体育につきましては、まず、令和12年、2030年に開催される「島根かみあり国ス

ホ・全スポ」についてであります。来年度には、中央競技団体による視察が予定されていますので、サッカー競技の開催地となる益田市、浜田市や島根県サッカー協会などと連携を図りながら準備を進めてまいります。

「第19回よしか・夢・花・マラソン大会」につきましては、4月28日、日曜日に開催いたします。今大会からハーフマラソンの部を廃止し、2キロ、5キロ、10キロの部のみの開催とします。当初の開催目的であった町民の健康増進へ原点回帰し、順位を競うのではなく、完走を目指し、誰でも楽しく参加できる大会にしたいと思います。多くの皆様の参加を期待しているところです。

施設整備につきましては、各施設の関係機関等と協議、相談の上で進めてまいります。吉賀町スポーツ公園については、安全対策の観点から、老朽化した野球場照明設備の撤去を行うとともに、テニスコート照明設備に係る電力供給方法の変更などの設備改善を図るための改修を実施します。

また、大野原運動交流広場のグラウンド防球ネット等の改修や、グラウンドゴルフ場の池の環境改善を図るための改修を実施することといたします。

文化財保護につきましては、引き続き保護活動を進めるとともに、文化財審議委員会と連携を図りながら、利活用を進めてまいります。看板設置が困難なものについては、デジタルでの説明、案内が出るよう検討してまいります。

また、文化振興については、森英恵氏、澄川喜一氏をはじめとする郷土出身の方々との御縁を生かしながら、芸術活動を推進してまいります。澄川喜一氏の追悼展を、御縁のある芸術文化施設、島根県芸術文化センター「グラントワ」や、山口県民文化ホールいわくに「シンフォニア岩国」とともに開催させていただきました。これらの芸術文化施設との連携も継続してまいります。

開催年となるUBEビエンナーレは、既に実物制作作品は決定されており、作品の設置がされた後の開会となります。その中の1作品に、吉賀町賞を提供していくこととしたいと考えております。

また、前回、吉賀町賞を受賞された佐野耕平氏の「in Wawa ~Departure~」については、同氏から町への寄贈の申出がありました。早い時期に皆様に見ていただけるよう、設置場所などの検討・決定を進めてまいります。

ゼロ予算事業として掲げた「ランチミーティング」につきましては継続いたします。このゼロ予算事業は、アイデア次第では、行政施策の幅を大きく広げができるということを意図したものでありますので、今後もこうした着想をもちつつ、施策を展開してまいります。

次に、「協働と交流でいきいきと暮らすまちづくり」についてであります。

公民館を拠点とした地域づくりの推進につきましては、「自立した人たちによる持続可能な地

域」の実現に向け、人員体制強化を図ってまいりました。特に公民館主事においては、より資質の高い専門人材へと成長し、活躍を期待できるように、今後も研修内容を充実してまいります。

こうした新たな体制の下、コロナ禍で自粛しがちであった住民同士のつながりの再生を促進し、引き続き「学び」を通した「人づくり・地域づくり」の視点に立ち、各公民館を拠点とした社会教育と自治振興機能の強化に努めてまいります。

また、公民館はもとより、行政内部や島根県、社会福祉協議会など、関係機関との連携を図り、地域における住民が主体となった地域づくりへとつながるよう取り組みを進めてまいります。

蔵木公民館については、地域で協議しながら進められている旧蔵木中学校施設利活用検討委員会の御意見等を踏まえて、当該施設の機能移転を含め、地域にとってより効果的な利活用ができるよう、施設改修に向けて準備を進めてまいります。

自治会活動につきましては、感染症拡大からの再開のきっかけを失ってしまった地域や人口減少が進む地域などにおいて、活動の停滞が見受けられ、このままでは自治機能が形をなさなくなる懸念もあります。

今後は、小学校区単位や公民館区単位での活動が主となっていくことを想定しながら、交付金制度の算定等について提案していきます。

集会所、自治会館のバリアフリー化については、実施振興交付金を活用して手すりやスロープの設置といった改修を実施していただきおりましたが、来年度からバリアフリーに対する助成制度を新設しました。施設の管理者であり、利用者である地域の皆さんと、建設的対話を十分に積み重ねながら環境の整備に取り組んでいただき、より一層、自治会活動の活性化につなげていきたいと考えています。

昨年4月より地域再生推進法人「一般社団法人高津川てらす」へ無償貸与した旧六日市医療技術専門学校、現「高津川てらす」では、自分ごと会議の開催やトレーニングジムが開設されるなど、多様な人々が集う交流拠点として活用され始めています。これらに加え、民間企業等とのサービスと連携することで、官民共創による「新しい公共」が活動する場になることが期待されます。

また、今年度において調査し報告がある「まちの駅構想」について、さらなる具体化を官民連携により促進していきたいと考えています。今後も、この法人と連携しながら、第2期吉賀町総合戦略などに示す事業に取り組んでいきたいと考えています。

昨年度、第3次吉賀町男女共同参画計画を策定しました。本計画の策定にあたっては、多様な立場や年代の方々から様々な御意見を頂きました。いまだ社会に残る男女格差に挑むことは、人権と多様性を尊重する町づくりには欠かせません。本計画が町に関わる全ての人に愛され、着実に実行されるよう取り組んでまいります。

本計画の目標達成のためにも、推進体制の連携・強化を図り、町に関わる全ての人の「えがお・しあわせ・生きやすさ」を目指します。

町政座談会については、より自由に意見を述べやすい環境づくりを大きな目的として、各公民館単位で開催される、吉賀町社会福祉協議会による地域支え合い会議に、私以下、管理職を中心 に参加し、意見交換を行っています。従来の形より、町民の生の声を聞ける良い機会となったと思われる一方で、町政座談会の開催方法についての声が届くようになったことから、従来の町政座談会形式とは異なる手法での開催を検討していきたいと考えています。

最後に、「行財政対策」についてあります。

町税などの徴収対策につきましては、納付期限内に納付している町民の皆さんに不公平感が生じないように、徹底した滞納整理を実施します。

徴収については、徴収担当職員及び各債権担当者の連携による徴収対策に努めます。課税時点から各担当者間での情報共有を密にし、滞納者に対しては早期から文書による督促催告、実態調査及び訪問による納付交渉を行い、滞納発生の抑制と速やかな解決を図ります。

また、調査の結果やむを得ないと認める場合は、分納など柔軟な対応を行う一方、資力があるにも関わらず履行のない悪質滞納者については、差押等強制執行により、積極的な滞納処分を行い、滞納金額の縮減に取り組んでまいります。

その他、調査や滞納処分に関わる専門職員についても、適任者を広く募るなど、滞納の解消に結びつく有効な対策について、債権共同徴収対策委員会で協議し、内部研修及び県や他自治体との共同研修への参加といった担当者のスキルアップを図る取り組みを行うなど、全庁一丸となって対応を進めてまいります。

職員の人材育成につきましては、吉賀町人材育成基本方針で定める、「自らが主体となって行動する職員」の育成に努めてまいります。この基本方針については、策定から 15 年以上経過しておりますので、見直しに着手いたします。

人事及び組織機構につきましては、職員の定年引上げ制度の導入を踏まえつつ、令和 7 年度を最終年とする第 4 次吉賀町定員適正化計画の見直しに着手いたします。また、益田地区広域市町村圏事務組合に、引き続き、職員 1 名を派遣します。

行財政改革につきましては、第 4 次行政改革計画・財政健全化計画に基づき、行財政改革推進本部を中心に、7 つの委員会を推進主体として取り組みを進めてまいりましたが、来年度が最終年度になることから、次期計画の策定に着手いたします。この際、先ほど申し上げた人材育成方針や定員適正化計画の見直しとも関連させ、策定作業を進めてまいります。

財政運営につきましては、第 2 次吉賀町まちづくり計画や第 2 期吉賀町総合戦略、さらには公共施設等総合管理計画等の各種計画との整合を図るとともに、病院の公設民営化をはじめとする

新たな行政課題の影響にも適切に対処しながら、財政健全化計画の基本方針である「自立し、持続可能で、透明な財政運営」の確立を目指します。

ふるさと納税につきましては、令和3年が397件、1,139万円、令和4年が365件、745万円、令和5年が494件、845万9,000円となりました。前年度を上回ったものの、一昨年の額には届かない結果となりました。

こうした状況ではありますが、来年度の目標を本年度と同額の1,300万円と定め、取り組みを進めてまいりたいと思います。

企業版ふるさと納税につきましては、引き続き「高津川てらす」を活用した取り組みに資するべく進めてまいります。

以上が「第2次吉賀町まちづくり計画」に基づいた主要施策の概要であります。

次に、「地方創生対策」について申し上げます。

昨年度から、第2期吉賀町総合戦略に基づく事業に取り組んでいます。

2060年（令和42年）の吉賀町の人口目標を4,400人とし、「50年後の子どもたちが笑顔で暮らせる社会の創造に挑戦します」を基本理念に、4項目の基本目標を掲げています。

この目標値を達成することは容易ではありませんが、人口問題を克服するかどうかの重大な分岐点に来ていると捉えています。なお、地方創生アドバイザーの吉長成恭先生からの御指導、御助言をいただきながら、官民連携をはじめとした地方創生対策を進めてまいります。

総合戦略の基本目標ごとの来年度予算措置額としては、「暮らしの基盤となるしごとをつくる」事業に対して2億4,400万円、「暮らしの場として多くの人に選ばれる」事業に対して1億900万円、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」事業に対して4,700万円、「誰もが住みやすいまちをつくる」事業に対して3億3,300万円、総額で7億3,300万円の予算を確保いたしました。

それでは、令和6年度当初予算案の概要について申し述べます。

令和6年度当初予算の編成にあたっては、まちづくり計画や総合戦略に基づく重点事業を推進するとともに、行政改革計画・財政健全化計画に基づき、持続可能で安定的な財政基盤の構築に努めました。また、地域医療確保、存続のため、単独財源となる補助金について、本年度に引き続き5%の削減目標を立て、総額で1,087万1,000円を地域福祉基金に積み立てました。特別職の給与につきましても同様に、給与の特例に関する条例を制定し、その減額分について地域福祉基金に積み立てを行うことといたしました。

その結果、令和6年度一般会計におきましては、本年度当初予算費で2.2%増の77億8,400万円の予算規模となりました。また、5つの特別会計と上下水道事業会計、病院事業会計の総額は37億8,700万円となり、一般会計、特別会計、上下水道事業会計、病院事業

会計を合わせた予算総額は115億7,100万円となったところであります。

提出議案についてであります。

今定例会に上程しますのは、報告事項が1件、議案につきましては、指定管理者の指定に係る案件が2件、契約の変更・締結に係る案件が3件、条例の制定・一部改正に係る案件が22件、一般会計、特別会計及び上下水道事業会計、病院事業会計に係る補正予算と当初予算が14件の合計41議案と同意案件12件であります。

それぞれの議案の概要につきまして、上程の段階で各担当管理職員から詳細説明をさせますので、御理解いただくとともに慎重なる御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和6年第1回吉賀町議会定例会の開会にあたっての施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、町長よりの施政方針の説明は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前10時40分休憩

午前10時51分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第6. 発議第1号

○議長（安永 友行君） 日程第6、発議第1号訪問介護基本報酬の引下げを撤回し引上げを求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議につきまして、これはタブレットの令和6年第1回定例会の議事日程、報告、一般質問の中に発議第1号としてありますので、よろしくお願ひいたします。

では読み上げて、提案をさせていただきたいと思います。

発議第1号、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

訪問介護基本報酬の引下げを撤回し引上げを求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由として、中山間地域の訪問介護は、移動に多くの時間を要することに配慮しない報酬の引下げは、事業者の経営を圧迫し、人材の確保に困難をもたらし、必要な介護サービスの提供ができなくなるためであります。

本文のほうに入らせていただきます。

訪問介護基本報酬の引下げを撤回し引上げを求める意見書（案）。

岸田首相は、第213回国会における施政方針演説において、「医療や福祉分野の幅広い現場で働く人々に対して、物価高に負けない『賃上げ』を確実に実現してまいります」と述べています。東京商工リサーチの2023年「老人福祉・介護事業の倒産、休廃業・解散調査」によると、2023年の老人福祉・介護事業の倒産は、前年の143件に次ぐ過去2番目の高水準となっており、このうちの訪問介護事業は67件と、前年の50件から急増しています。この要因をヘルパー不足や高齢化、燃料費の高騰などが影響したとしています。総務省が発表した消費者物価指数の前年同月比の推移は、2021年マイナス0.2%、2022年2.3%、2023年3.1%と、前期の報酬改定から5.2ポイント上昇しています。

ところが、来年度の介護報酬は全体で1.59%増、訪問介護は身体介護も生活援助も2~3%の減額となっています。厚労省の介護事業経営実態調査では、訪問介護の収支差率（利益率）が7.8%となり、全介護サービス平均を上回ったことを引下げの主な根拠としていますが、地域を1軒ずつ回る従来型の事業所の収支差率は6.7%、サ高住、サービス付高齢者賃貸住宅を指しますが——など集合住宅に併設される事業所は9.9%と大きな開きがあるだけでなく、煩雑な実態調査そのものへの回答が難しい零細事業者情報が反映しにくい側面もあります。

昨年9月の当町議会が意見書で、人手不足を感じている事業所の割合が、介護職員64.4%、訪問介護員80.6%と、ほとんどの事業所で職員不足を感じていることを示しました。平均給与の低い職種であることから、他産業への移動もあります。政府並びに国会におかれましては、介護を支える事業者と職員を確保するため、下記の対策を実現されるよう強く求めます。

記。

1、介護職員と他職種の賃金バランスが崩れない基本報酬増額で、職員の処遇改善を図り、物価高で苦しむ利用者・被保険者の負担増につながらない国庫負担で増額分を賄うこと。

2、訪問介護における報酬については、実態に合うよう併設型と従来型をそれぞれ別の分類とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆参両院の議長と内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣としておりままでの、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより提出者への質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

ここでお諮りをします。本件については所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

日程第7. 報告第1号

○議長（安永 友行君） 日程第7、報告第1号放棄した私債権の報告についての報告を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、報告第1号放棄した私債権の報告についてであります。

吉賀町私債権の管理に関する条例（平成22年吉賀町条例第22号）第13条第1項の規定により、別紙のとおり町の私債権を放棄したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

別紙として、私債権放棄調書をつけております。詳細につきましては、所管いたします建設水道課長が御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、報告第1号放棄した私債権の報告について、詳細説明をさせていただきます。

議案の次のページをお開きいただきたいと思います。紙ベースのもの、それからタブレットでも次のページに載せておりますので、御覧いただきたいと思います。私債権放棄調書でございます。これをもちまして、説明させていただきます。

まず債権名でございますけれども、水道料金でございます。担当課は建設水道課でございます。該当事由といたしましては、該当いたします条例は吉賀町私債権の管理に関する条例ということでございますけれども、第13条第1項第5号ということでございます。

内容といたしましては、徴収停止の措置後、相当の期間を経過後においても、債権者が無資力、またはこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないというものでございます。放棄の年月日といたしましては、令和6年2月27日でございます。債権者別といたしましての件数は26件、26名というふうにお考えいただいたらいいかと思います。金額といたしましては83万942円でございます。

この条例でございますけれども、停止をして相当の期間というふうに位置づけておるものでございまして、これにつきましては、該当条例が第10条に基づき徴収停止に至りました理由別件数について、御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

まず1号停止というものでございまして、これは何かと申しますと、法人債権者が事業休止をいたしまして、事業再開の見込みが全くなく、かつ差押可能財産の価値が強制執行の費用を超えないというものでございます。件数といたしましては、4件ございました。全て法人でございます。放棄の金額といたしましては、61万5,766円、これ合計でございます。1件当たり一番大きな金額はどのぐらいかと申しますと、60万4,756円でございます。登記が閉鎖をされまして、実態がなくなってしまうということで、物理的に徴収が不可能であるということでございます。

続きまして、2号停止でございます。これはどういったことかと申しますと、債権者が所在不明で、かつ差押可能財産の価値が強制執行の費用を超えないとき、その他これに類するもということでございまして、件数といたしましては6件、全て個人でございます。放棄の金額は合計いたしまして16万1,252円、そのうち最大のものは4万968円でございます。これはどういったことに該当と言いましょうか、考えられるかと申しますと、転入のときに転入手続きをされていないと申しましょうか、そういう状況で転出されても、その後が追えないという方、所在が不明になってしまった方というふうにお考えいただけたらいいかと思います。

続きまして、3号停止でございます。これはどういったものかと申しますと、債権額が少額で、取り立てに要する経費に満たないときということでございまして、件数にいたしましては、非常に多いですけども16件、26件中の16件がこれに当たります。うち法人が2名ということになっております。放棄の金額といたしましては、合計いたしまして5万3,924円、1件の最大の額は9,947円という状況でございます。訪問徴収をいたしますけれども、旅費等の経費が出ない、少額の場合で今回は町外者が8人、それから住民票がなくて探せないものが7人、それからその他といたしまして1件、合わせまして16件ということでございます。

3号停止の場合は、目安といたしましては1万円以下ということを、こちらでは決めているという状況でございます。料金の今後の考え方につきましても、審議会等を開催させていただき、今後考えていくなければならないというときでございます。しかしながら、こういったことになってしまったということは大変申し訳なく思っているところでございますが、職員も一生懸命徴収等には頑張っておりまして、徴収率も上がっているというところでございます。どうか御理解を賜りたいと思います。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

本件については報告ですので、報告をもって終了します。

日程第8. 議案第11号

日程第9. 議案第12号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第11号吉賀町地区集会所の指定管理者の指定について

と日程第9、議案第12号吉賀町自治会館の指定管理者の指定についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求める。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第11号、12号につきまして、一括で上程をさせていただきます。

まず、議案第11号吉賀町地区集会所の指定管理者の指定についてであります。

吉賀町地区集会所の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、別紙のとおりであります。

2、指定管理者となる団体の名称も、別紙のとおりであります。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までであります。

続きまして、議案第12号吉賀町自治会館の指定管理者の指定についてであります。

吉賀町自治会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、別紙のとおりであります。

2、指定管理者となる団体の名称、これも別紙のとおりであります。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までであります。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求める。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第11号吉賀町地区集会所の指定管理者の指定についてと、議案第12号吉賀町自治会館の指定管理者の指定について、説明を申し上げます。

この2つの議案につきましては、先般2月26日の全員協議会において説明しております。その際の説明内容と重複するところではございますけれども、地区集会所、それから自治会館とともに地域との結びつきが強く、住民団体による管理が適している施設というところで判断させていただきまして、非公募とし、これまで地元と調整を進めてきたものでございます。

それぞれの議案の別紙記載のとおり、主には自治会ということになろうかと思いますけれども、指定管理者を指定させていただきたいというものでございます。

以上、議案第11号並びに議案第12号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 全員協議会のときも質問させていただきましたが、5年前の更新のときに質問を、議会でもいろいろ批判があったということで、そのときは、5年後には改めて自治会館の指定管理料については検討するというような答弁があったと思うんですが、そこで議会としても反対者が多かったんですが、検討ということで承認をしたということがあるんですが、このたび5年たったわけですが、どのような検討をされたのか、具体的に、議会から批判があつたにもかかわらず、自治会館の指定管理料をまた5年間認めるという上程をされたということは、どのような検討されたのか、具体的にお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、自治会館の指定管理料ということで、具体的な検討をどうしたのかということですけれども、繰り返しになりますけれども、自治会館というのが、柿木村の公民館ということで昭和26年に設置をされて、5つの分館が設置をされております。基本的には、分館長、小学校長が兼務をして、施設についても学校の用途ということに使っていたということもあります。

その制度の見直しを行っている中で、昭和42年に再編をして、合併前、柿木村の組織となって、分館については小学校施設の老朽化及び統廃合に伴い、昭和58年から平成2年にかけてへき地保育所を併用した新たな施設、今の自治会館です——を建設し、分館には分館長、副分館長、主事を非常勤特別職として配置して、活動していました。

令和元年には、生涯学習の推進、子どもたちの健全育成、住民参加の公民館活動、集落計画の推進、社会体育の推進などを掲げた、これから社会教育の進行方策を取りまとめ、教育委員会、公民館により住民自治の向上を目指した集落計画づくりの推進を行う等、合併前の柿木村は、公民館と分館が社会教育と住民自治を推進するための核を担ってきました。

合併後の平成19年は、自治組織というのを再編しまして、町内が統一した自治組織になりました。これに併せて、社会教育に基づく施設、分館といったところから、より幅広く地域活動が行われる施設、自治会館ということで名称と目的を変更しているというところです。

前回、5年前のところの資料を私も確認をさせていただきまして、その際、集会所との費用の均衡といったようなところがあったかと思います。その部分については、この5年間の間に集

会所の負担軽減としまして、土地代を自治振興奨励金の中で見ていくということ、あとは浄化層が負担になっているということもありましたので、浄化層も自治振興奨励金の中で見ていくというような改正を行っております。そういったようなところから、集会所と自治会館のある程度の負担の均衡といったようなところは取れているというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 設立の趣旨はよく分かります。もう合併前も合併後も、それはもう全然批判するものではありません。であれば、集会所の目的と言いましょうか、自治会館とどう違うのか、全く同じなのか、そこについてお聞きします。同じであれば、集会所のほうにも指定管理料と言いましょうか、幾らかの運営費用は出すべきと思うんですが、集会所と自治会館とは、どのような目的と言いましょうか、今先ほど課長説明されましたが、それに対して全く批判するものではありませんが、その差についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） また繰り返しになりますけれども、地区集会所、こちらの設立の経過ですけれども、昭和54年頃、旧六日市町で言うとその頃から建設をされているというようなところがあります。基本的には、地域の住民の方の要望に基づいて、建設する土地については地元から提供していただき、その土地に町が建設を進めるというような方針で行ってきたところです。これは長らく変わらず、最近の集会所においても同様の方向でやっております。基本的なところは、住民からの要望に基づいた建設ということで、地区集会所のほうが成り立っているという流れです。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） つまり、設立の意思はほとんど変わらないんです。全く変わらないというよりも、全く一緒なんです。住民の希望とか、土地代のこともありましたが、自治会館も集会所も、住民自治と言いましょうか、設立の目的、使用方法と言いましょうか、まったく同じなんです。どこも差がありません。そこはもう私が質問するまでもなく同じなんですが、なぜ質問をしたかと言いますと、同じ設立目的で、同じように住民からの希望もあって、こういう集会所、自治会館は本当に必要なものであります。

ところが、指定管理料が出る、出ないというのは随分大きな差なんです。同じような目的で、同じような活動内容と言いましょうか、住民からの希望であります、それがなぜそうなるか。恐らく、私は合併前からの踏襲をしていると思うんです。合併して18年たっています。確かに柿木の皆さんには、地区のさんは今までもらえていたものが合併したためにもらえなくなつたと

ということは、当然それは不条理と思われます。

であれば、新しく作った、合併後、旧六日市地区にあります集会所にも同じように指定管理料たるものを、当然助成すべきだと思うんです。これは何の不思議がありますか。町民の皆さんもそう思っています。しかも5年も経過しているわけです。前回は渋々というと表現はあれですが、議会の反発もしたわけです。でも5年後に検討するということなんで了解したわけですが。これは、本当に旧六日市町民からしてみたら、非常に不条理です。この間、私は不平等という、大変ちょっと失礼な言葉を使いましたが、これは本当に是正をすべき。

やはり合併前から、柿木の自治会館に補填をしているのであれば、合併後はどちらかをやめるか、同じにするか、当然すべきなんです。そういうのは真剣に考えていますか。12日が採決ですから、まだ期間はありますが、当然、六日市地区も野中みたいに1世帯が1年間2,000円も負担して、それが600世帯ぐらいですか、それで運営しているわけです。そういう大きい集会所もあるんです。自治会館以上に大きい集会所もあります。

ぜひ、ここは続けるのであれば、旧六日市地区の集会所にも指定管理料たるものを、全額とはいいませんが、検討すべきと思いますが、課長、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） 今の段階においては、指定管理料のあり方自体は整理がついているというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 12日が採決ということで、またそこで議論させていただきますが、ちょっと今整理がついているっていうの、ちょっとよく分からんんですけど、どういうことでしょうか。すみ分けがついているってことですか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） この5年間の間で、集会所と自治会館の費用負担に関しては均衡を図ったというところで、整理がついているということです。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第8、議案第11号吉賀町地区集会所の指定管理者の指定についてと、日程第9、議案第12号吉賀町自治会館の指定管理者の指定についての質疑は保留をおきます。

日程第10. 議案第13号

○議長（安永 友行君）　日程第10、議案第13号令和5年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君）　それでは続きまして、議案第13号令和5年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第2号）であります。

総則、第1条、令和5年度吉賀町の下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和5年度吉賀町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款下水道事業収益2億6,187万9,000円から101万6,000円を減じまして、2億6,086万3,000円。

第1項営業収益5,126万8,000円、これは増減ございません。

第2項営業外収益2億1,061万1,000円、それから101万6,000円を減じまして、2億959万5,000円。

第3項特別収益につきましては、増減ありません。

支出でございます。

第1款下水道事業費用2億6,247万7,000円から161万4,000円を減額し、2億6,086万3,000円。

第1項営業費用2億3,807万6,000円から161万4,000円を減額しまして、2億3,646万2,000円であります。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,180万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額100万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1,781万2,000円、当年度分損益勘定留保資金9,298万9,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,232万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1,781万2,000円、当年度分損益勘定留保資金7,419万1,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入7,350万円に1,947万8,000円を追加し、9,297万

8,000円。

第2項他会計出資金5,800万円に1,200万円を追加し、7,000万円。

第5項他会計補助金、新たに747万8,000円を追加いたします。

他会計からの補助金、第4条、予算第9条に定めた他会計からの補助金を次のとおり補正する。他会計からの補助金1億3,949万8,000円に723万4,000円を追加し、1億4,673万2,000円であります。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長が御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第13号令和5年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせていただきます。

ページを進んでいただきますと、説明書がございます。説明書をずっと進んでいただきまして、5ページ、タブレットで見ていただきますと、5ページですけども、横にしていただくと5ページが両開きで2ページ分見られますので、そのほうが見やすいかと思います。

まず5ページの収益的収入及び支出、いわゆる3条予算の説明をさせていただきます。まず今回の補正に至りました大まかな考え方について、御説明をさせていただきたいと思います。まず1つ目といたしましては、12月の定例議会のところで補正予算を提出させていただきました。その中で大きなものが資本費平準化債を再計算した結果、減額になったということで、1,640万円の減額ということでございました。そのときにおきましては、会計を内部留保資金等で充てることによって、会計の均衡を保ったわけでございますけれども、それでは下水道会計も大変でございますので、一般会計から繰入れをしていただいたというのが1つ目でございます。

2つ目といたしましては、固定資産の台帳を整備しておるところでございまして、そこでまた調整が必要になってきたということにつきまして、その部分を修正させていただくという内容が、2番目でございます。

3番目といたしましては、維持工事等々をやっていくところでポンプ、マンホールポンプの中のポンプでございますけれども、それらの取り替え、それからマンホールポンプを動かしております水位計等の修繕、そういういたものが出てまいりまして、そういういたものに対する除却等、取り替えたりいたしますので、除却等の内容で出てまいります。そういういたことの内容、この3つが主なものでございます。

それでは、順次説明をさせていただきたいと思います。

まず収益的収入及び支出の、収入のほうからでございます。下水道事業収益の営業外収益、目

の2他会計補助金でございます。24万4,000円の減額です。これは全体を見回した部分におきまして、この他会計補助金分については24万4,000円の減額になったという調整の結果でございます。

その下でございます。目の5長期前受金戻入でございます。

右のページを見ていただきまして、国庫補助金戻入でございます。82万7,000円の減額ということになっております。この部分につきましては、除却等によりまして、それぞれ金額が計上されているわけでございますけれども、先ほど申しました固定資産の修正に伴うものが大きいものがございまして、結果的には82万7,000円の減額ということになったわけでございます。

この国庫補助金の戻入というものにつきましては、減価償却と同じように補助金が事業するときに入ってまいります。その部分を減価償却費と同じように率で計算をして、収益にしていく、1回でボンと入れるのではなくて、それぞれ収入も分けて入れていく。減価償却は分けて減価償却していく。その同じものでございまして、戻入についてはその逆、収益化していくというものでございます。

その下の県補助金の戻入でございます。5万5,000円の計上です。これにつきましては、除却等によりまして計上されてきたものということで、御理解をいただきたいということでございます。

それから支出でございます。下水道事業費用でございまして、営業費用、目の5減価償却費でございます。補正の金額が186万6,000円の減額ということでございます。この部分につきましては、先ほど申しましたポンプの取り替え、それから水位計の取り替え等々によりまして発生をした部分が186万6,000円のうち、その下機械及び装置減価償却費4万7,000円の減額ということでございます。大きなものが建物減価償却費ということでございまして、181万9,000円減額しております。これは先ほども申しましたとおりに、固定資産台帳の整理の結果の修正ということでございます。

それからその下の目の6資産減耗費でございます。25万2,000円の計上でございます。これにつきましては、やはり減価償却をしております、その残存価格を計上したものということでございます。25万2,000円の計上です。

それからページを進んでいただきまして、6ページでございます。

資本的収入及び支出の部分でございます。資本的収入2項の出資金、目の1他会計出資金でございます。1,200万円の計上です。この部分につきましてが、資本費平準化債部分で減額をされた部分の補填部分というところに当たるところでございます。

その下の他会計補助金でございます。747万8,000円の計上でございます。この部分に

つきましては、元々はその上の他会計出資金のほうに計上しておりましたけれども、趣旨的に考えて、他会計補助金のほうが考え方についているということで、こちらのほうへ振り替えるというような意味でございます。

これは何の金額かと申しますと、土壤脱臭床の更新工事を行ったものでございます。これは初見・新田地区でございます。土壤脱臭症と言いますのは、処理をしますと匂いが出ます。その匂いを土壤の中に通して脱臭をしていこうという、そういう大まかなものでございますけれども、そういう考え方で作られたものでございまして、その更新工事を実施した、それにかかります部分の金額ということでございます。

以上、詳細説明に代えたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第10、議案第13号令和5年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第2号）の質疑は保留をおきます。

日程第11. 議案第14号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第14号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第14号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,874万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,029万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

「第1表歳入歳出予算補正」の歳入であります。

款6県支出金、項1県負担金補助金5億6,294万2,000円に4,874万6,000円を追加し、6億1,168万8,000円であります。これに伴います歳入合計は7億4,154万7,000円に4,874万6,000円を追加し、7億9,029万3,000円となるものであります。

続きまして、歳出であります。

款2保険給付費、項1療養諸費4億6,966万3,000円に3,517万円を追加し、5億4,83万3,000円、2高額療養費7,390万3,000円に1,357万6,000円を追加し、8,747万9,000円であります。これに伴います歳出合計であります。7億4,154万7,000円に4,874万6,000円を追加し、7億9,029万3,000円となるものであります。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第14号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、詳細説明を行います。

予算書7ページを御覧ください。歳出についてです。

2款保険給付費、目1一般被保険者療養給付費。右に行っていただきまして、003一般被保険者療養給付費についてでございます。こちらにつきましては、医療給付費の増加分といたしまして3,481万5,000円。それから、療養費の増加分として、35万5,000円の合計金額、補正額3,517万円の計上でございます。

その下でございます。

2款保険給付費、目1一般被保険者高額療養費。右に行っていただきまして、003一般被保険者高額療養費でございます。補正額1,357万6,000円の計上でございます。先ほど、療養給付費で御説明をいたしましたが、医療費等の増額によりまして、高額療養費も増額していることから計上したものでございます。

以上の歳出に伴う歳入についてでございます。

予算書6ページを御覧ください。歳入についてでございます。

6款県支出金、目1保険給付費等交付金。右側に行っていただきまして、節1普通交付金。補正額4,874万6,000円の計上でございます。こちらにつきましては、歳出で御説明をいたしました医療給付費、療養費、高額療養費分の合計金額で、県からの交付金でございます。

以上、議案第14号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第11、議案第14号令和5年度吉賀町国民

健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の質疑は保留をしておきます。

日程第12. 議案第15号

○議長（安永 友行君）　日程第12、議案第15号令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君）　それでは続きまして、議案第15号令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,664万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

まず、「第1表歳入歳出予算補正」の歳入であります。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料7,185万3,000円に157万4,000円を追加し、7,342万7,000円。

4繰入金利子、一般会計繰入金1億7,440万7,000円に29万円を追加し、1億7,469万7,000円。

6諸収入、5雑入1,618万5,000円に174万1,000円を追加し、1,792万6,000円、これに伴います歳入合計であります2億6,303万6,000円に365万5,000円を追加し、2億6,664万1,000円となるものであります。

続きまして、歳出であります。

款1総務費、項1総務管理費403万6,000円に133万1,000円を追加し、536万7,000円。

2後期高齢者医療広域連合納付金、1後期高齢者医療広域連合納付金2億5,855万9,000円に186万4,000円を追加し、2億6,042万3,000円。

4予備費、1予備費41万1,000円に41万円を追加し、82万1,000円。これに伴います歳出合計は2億6,303万6,000円に360万5,000円を追加し、2億6,664万1,000円となるものであります。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げま

すので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第15号令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を行います。

予算書の7ページをお開きください。歳出についてでございます。

1款総務費、目1一般管理費、右側に行っていただきまして、003健康診査事業費、手数料補正額7,000円と検診委託料132万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、当初見込んでおりました検診人数より多い人数の方が受診をしていただいたということでございまして、予算額を上回ったことから計上しております。

その下の2款後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、右側に行っていただきまして、003後期高齢者医療広域連合負担金、補正額186万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、特別徴収、それから普通徴収保険料、保険基盤安定負担金が確定したことによる計上となります。

予備費につきましては、歳入歳出の調整額といたしまして、補正額41万円を計上しております。

こちらの歳出に伴う歳入についてでございます。予算書6ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料、補正額92万3,000円、その下の目1普通徴収保険料補正額65万1,000円、その下の4款繰入金、目2保健基盤安定繰入金、補正額29万円につきましては、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金のところで御説明したとおり、金額が確定したことによる計上となります。

その下の6款諸収入、目5雑入、健康診査受託事業収入でございます。174万1,000円の計上でございます。こちらにつきましては、歳出の健康診査事業費と予備費の合計金額となり、広域連合のほうから入る事業費についてでございます。

以上、議案第15号令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第12、議案第15号令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第16号令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第16号令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,666万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

「第1表歳入歳出予算補正」の歳入であります。

款3国庫支出金、項2国庫補助金1億1,515万4,000円に80万円を追加し、1億1,595万4,000円。

7繰入金、1他会計繰入金2億1,329万3,000円に181万3,000円を追加し、2億1,510万6,000円。

これに伴います歳入合計であります。11億7,404万7,000円に261万3,000円を追加し、11億7,666万円であります。

歳出であります。

款1総務費、項1総務管理費5,057万8,000円に261万3,000円を追加し、5,319万1,000円であります。これに伴います歳出合計は11億7,404万7,000円に261万3,000円を追加し、11億7,666万円となるものであります。

事項別明細書以降につきましては、所管をいたします保健福祉課長が御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第16号令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を行います。

予算書の7ページを御覧ください。歳出についてでございます。

1款総務費、目1一般管理費、右側に行っていただきまして、002一般管理事務費、補正額261万3,000円の計上でございます。こちらにつきましては、電算システム開発負担金でございまして、令和6年4月以降の介護保険制度改革改正の対応にかかる負担金でございます。

以上の歳出に伴う歳入についてでございます。

予算書6ページを御覧ください。

3款国庫支出金、目4介護保険事業費補助金、右側に行っていただきまして、介護保険事業費補助金、補正額80万円、その下の事務費繰入金、補正額181万3,000円につきましては、歳出で御説明いたしました電算システム開発負担金にかかる国からの補助金と一般会計からの繰入金でございます。

以上、議案第16号令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第13、議案第16号令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留しておきます。

ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午前11時50分休憩

午後1時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第14. 議案第17号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第17号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第17号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第10号）であります。

令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,281万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億4,748万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の補正は、「第4表債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の補正は、「第5表地方債補正」による。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

第1表は、歳入歳出予算補正の、まず歳入であります。

款4配当割交付金、項1配当割交付金300万8,000円から64万2,000円を減額し、236万6,000円。

5株式等譲渡所得割交付金、1株式等譲渡所得割交付金156万7,000円に104万2,000円を追加し、260万9,000円。

7地方消費税交付金、1地方消費税交付金1億5,314万1,000円から793万3,000円を減額し、1億4,520万8,000円。

8環境性能割交付金、1環境性能割交付金287万円に111万円を追加し、398万円。

10地方交付税、1地方交付税37億3,400万9,000円から140万8,000円を減額し、37億3,260万1,000円。

12分担金及び負担金、1分担金1,561万3,000円から448万7,000円を減額し、1,112万6,000円。

14国庫支出金、1国庫負担金4億1,098万6,000円から340万3,000円を減額し、4億758万3,000円。2国庫補助金5億7,532万8,000円に2,370万7,000円を追加し、5億9,903万5,000円。

15県支出金、1県負担金2億584万6,000円から600万2,000円を減額し、1億9,984万4,000円。2県補助金3億4,784万9,000円から2,820万2,000円を減額し、3億1,964万7,000円。3委託金2,914万7,000円に98万5,000円を追加し、3,013万2,000円。

17寄附金、1寄附金1,521万円に10万円を追加し、1,531万円。

18繰入金、2基金繰入金6億4,121万3,000円から2,938万2,000円を減額し、6億1,183万1,000円。

20諸収入、5雑入4,789万5,000円に340万円を追加し、5,129万5,000円。

21町債、1町債10億9,539万8,000円から4,170万円を減額し、10億5,369万8,000円。

これに伴います歳入合計であります83億4,029万5,000円から9,281万5,000円を減額し、82億4,748万円となるものであります。

続きまして、歳出であります。

款2総務費、項1総務管理費10億1,928万6,000円に738万6,000円を追加し、10億2,667万2,000円。3戸籍住民基本台帳費2,143万5,000円から59万円を

減額し、2,084万5,000円。4選舉費1,091万円から90万円を減額し、1,001万円。6監査委員費169万9,000円に5万5,000円を追加し、175万4,000円。

3民生費、1社会福祉費13億3,545万円から141万4,000円を減額し、13億3,403万6,000円。2児童福祉費5億4,329万2,000円から902万円を減額し、5億3,427万2,000円。

4衛生費、1保健衛生費7億2,833万4,000円から3,964万円を減額し、6億8,869万4,000円。2清掃費1億8,122万9,000円に113万2,000円を追加し、1億8,236万1,000円。

5労働費、1労働諸費458万4,000円から140万円を減額し、318万4,000円。

6農林水産業費、1農業費5億1,008万2,000円から3,948万円を減額し、4億7,060万2,000円。

2林業費3億2,017万5,000円から1,520万1,000円を減額し、3億497万4,000円。

7商工費、1商工費2億3,420万1,000円から326万円を減額し、2億3,094万1,000円。

8土木費、1土木管理費2億7,586万5,000円に1,005万8,000円を追加し、2億8,592万3,000円。2道路橋梁費3億4,280万円に6,000万円を追加し、4億280万円。5住宅費2億2,183万7,000円から3,570万円を減額し、1億8,613万7,000円。

9消防費、1消防費5億6,621万円から196万9,000円を減額し、5億6,424万1,000円。

10教育費、1教育総務費2億7,813万6,000円から72万7,000円を減額し、2億7,740万9,000円。2小学校費1億481万1,000円から856万5,000円を減額し、9,624万6,000円。3中学校費5,048万3,000円から876万3,000円を減額し、4,172万円。4、社会教育費1億9,845万5,000円から244万円を減額し、1億9,601万5,000円。5保健体育費6,248万8,000円から237万7,000円を減額し、6,011万1,000円。

12公債費、1公債費8億9,615万6,000円、これは増減なく変更ございません。

歳出合計でございます83億4,029万5,000円から9,281万5,000円を減額し、82億4,748万円となるものであります。

第3表は繰越明許費であります。

2総務費、1総務管理費、一般事務事業費で72万6,000円、基幹系システム運営管理費

1,158万9,000円、6農林水産業費、1農業費、農村地域防災減災事業費2,991万8,000円、林業費、林道新設改良補助事業費1億4,799万5,000円、8土木費、2道路橋梁費、道路新設改良単独事業費で2,210万1,000円、続きまして、道路新設改良補助事業費2,137万7,000円、橋梁新設改良補助事業費で1億8,769万3,000円であります。10教育費、5保健体育費、保健体育施設費で22万円であります。

続きまして、第4表は債務負担行為であります。

吉賀町自治会館管理運営事業費で令和6年度から10年度までで464万2,000円、吉賀町公園施設管理運営事業費、令和6年度から10年度までで3,996万5,000円、吉賀町森林活用環境施設管理運営事業費で令和6年度から10年度までで862万4,000円、吉賀町交流施設管理運営事業費で令和6年度から10年度までで3,860万円、吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・ら管理運営事業費で令和6年度から令和10年度まで2億3,540万円、吉賀町老人福祉センター運営事業費で令和6年度から10年度までで4,435万円、吉賀町福祉センター管理運営事業費、令和6年度から10年度まで1,911万8,000円、吉賀町特別養護老人ホーム管理運営事業費、令和6年度から10年度までで1,068万7,000円、吉賀町デイサービスセンター管理運営事業費で令和6年度から10年度までで1,136万3,000円、吉賀町地域食材供給施設管理運営事業費で令和6年度から10年度までで733万7,000円、吉賀町グラウンドゴルフ場管理運営事業費で令和6年度から10年度までで6,255万2,000円、大野原運動交流広場管理運営事業費、令和6年度から10年度までで3,799万4,000円、吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センター施設管理運営事業費で令和6年度から10年度まで1,465万8,000円、よしか介護医療院管理運営事業費で令和6年度から10年度まで16億1,634万1,000円、吉賀町医療介護従事者住宅管理運営事業費で令和6年度から令和10年度までで1,171万5,000円、吉賀町飛行場外離着陸場管理運営事業費で令和6年度から10年度までで202万9,000円、萩・石見空港利用拡大促進協議会負担金で令和7年度、これは萩・石見空港利用拡大促進協議会への負担金に係る萩・石見空港利用促進に要する額であります。

続きまして、第5表は地方債補正であります。

起債の目的、1過疎対策事業債、補正前の3億2,400万円を3億3,220万円、2合併特例事業債5億1,070万円を4億9,330万円、3公営住宅建設事業債1億4,280万円を1億1,030万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前後で変更ございませんのでお読み取りをいただきたいと思います。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますの

で、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第17号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第10号）について説明を申し上げます。

先ほど、町長が読み上げられましたけれども、第3表としてお示しをしたところ、予算書のページでいいと6ページでございます。「第3表繰越明許費」ということでお示しをしております。この内容につきましては、別に参考資料という形で、ペーパーで申し上げますと参考資料集の1ページ、それからデータでいいと予算書の次のところに保存をしておりますので、その内容についてはお読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、予算書を進んでいただきまして、30ページをお開きください。給与費明細書でございます。まず、上ですけれども、1、特別職の表があろうかと思います。その比較の欄を見ていただきますと、その他特別職の報酬として5万5,000円の予算計上がしてございます。内容につきましては、後ほど歳出で出てまいりますが、監査委員の報酬というところでございます。

それから、その下の2、一般職であります。比較の欄を見ていただいて、職員数のところ、マイナス2とマイナス6というふうに入っているかと思います。まず、マイナス2でありますけれども、いわゆる正規職員の減というところ、それからマイナス6でありますけれども、会計年度任用職員の関係で6ほど減をしております。内訳ですけれども、子育て包括支援センターに配置する職員が1名、それから林業関係ですけれども、森師、その部分で3名、それから小学校の非常勤講師が1名、それから公民館長が1名、合計6名ということです。それぞれ採用には至らなかつたりというような事情で、今回数字としては6減させていただいております。それから、そこから続いて比較の欄、それぞれに数字が入っておろうかと思います。これは、いろいろと人件費の関係で調整をかけていたものでございます。そのようにお読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、歳出予算から説明をさせていただきます。予算書は、戻っていただきまして18ページでございます。

およそ予算減額している部分については、年度末ということもありまして、いわゆる不用額の部分であったり、事業の進捗を見た上で不用額の減額というようなところが大きい理由ということになってまいります。

それでは、18ページの上から説明してまいります。総務費、総務管理費、1一般管理費です。001人件費、退職手当組合特別負担金465万1,000円の計上があろうかと思います。これは文字どおり、職員の退職に伴うものの予算計上でございます。

それから、その下、5財産管理費、008基金積立金、減債基金積立金1,498万3,000円。

これにつきましては、普通交付税の再算定に伴うものというところでお読み取りをいただければと思います。

そのまま下がっていただきます。18ページの一番下になります。11企画総務費になります。002企画総務費、ページを進んでいただきまして、19ページの右上になります。手数料が2万2,000円、それから1つ飛ばしまして、企業版ふるさと納税活用支援事業補助金7万8,000円予算計上してございます。合わせて10万円の予算計上でございます。後ほど歳入でも出てまいりますけれども、企業版のふるさと納税10万円があったというところでございます。うち歳出でいうと補助金として7万8,000円。この手数料につきましては、システム利用料あるいは決済手数料、その部分が2万2,000円になるというふうにお読み取りをください。

それから、企業版ふるさと納税活用支援事業補助金のその下です。国庫支出金還付金340万円があろうかと思います。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものがこれまで国から交付をされてきたところです。令和2年度の事業でありましたけれども、事業継続特別支援金というメニューがございました。これを活用された企業さんから還付を受けるということですけれども、その交付事業につきまして、誤りといいますか、そうしたもののが企業さんのはうからあったということで、その部分を返還いただくということです。この同額のものが後ほどまた歳入のところでも出てまいりますので、そこでまたお話をさせていただきます。

それでは、進んでいただきます。20ページの中段です。総務費、監査委員費、1監査委員費、002監査委員費5万5,000円の予算計上がしてございます。監査委員の報酬というところであります。代表監査委員と議会選出監査委員、それぞれ3日分ほど計上させていただいたというところです。

それから、その下です。民生費、社会福祉費、1社会福祉総務費、それからその下、2高齢者福祉費、これらにつきましては、実績見込みから調整をさせていただいたというところでございます。

それから、4障がい者福祉費のところであります。次のページ、21ページに進んでいただきまして、ちょうど右上の007地域生活支援事業費、業務運営関係委託料15万2,000円の予算計上があろうかと思います。この部分ですけれども、2月26日の全員協議会で、委託契約に係る消費税の取り扱いについてというタイトルで、保健福祉課から説明をさせていただいた内容があるかと思います。その部分でございます。消費税の取り扱いのところ、その部分を今回ここで予算計上しておるというところでお読み取りください。

それでは、予算書は次のページ、22ページに移ります。中段から下になりますけれども、衛

生費、保健衛生費、1保健衛生総務費、005地域医療対策費であります。少し説明を加えておきたいと思います。改修工事費といたしまして2,470万4,000円の減額があろうかと思います。この部分なんですかけれども、これまで予算のほうも説明させていただいているけれども、医療介護従事者住宅の改修工事ということで3,000万円の予算化をさせていただいたところでございます。その部分についてですけれども、状況がいろいろと変動しております、その部分については一旦見送らせていただきまして、その3,000万円というのは、いわゆる世帯用の住宅であったわけですが、そうではなくて、共同住宅タイプの建屋もあります。こちらのほうの改修工事を先行して行いたいということあります。これが529万5,000円の予算ということになります。したがって、3,000万円を減額させていただいて、529万5,000円を今回計上したというところ、合わせて2,470万4,000円の減額というところでお読み取りをいただければというふうに思います。

そうしますと、予算書は次のページに移ります。ちょうどこれも中ほどです。衛生費、清掃費、1清掃総務費、003し尿処理対策費、鹿足郡事務組合負担金（し尿）113万2,000円の予算計上があろうかと思います。この部分の負担金については、早期退職者の発生による特別負担金というところで見ていただければと思います。

それから、次のページに移ります。24ページでございます。農林水産業費、農業費、3農業振興費であります。ここにつきましては、事業の進捗、実績、そうしたものからそれぞれ予算を計上させていただいているというところでお読み取りください。

さらに、その下、6農地費、006土地改良補助整備事業費、農業競争力強化基盤整備事業負担金です。950万円の減額がござります。内容といたしましては、真田地区における圃場整備事業の関連というところであります。

それから、その下です、農林水産業費、林業費、2林業振興費、002林業振興総務費、総額としては1,314万円の減額がしてあるかと思います。最初に、地域おこし協力隊という表現がでていますけれども、森師の今年度の採用状況、そうしたところから、それぞれ数字としては減額した数字を計上させていただいているということです。森師の雇用状況による減額というところでお読み取りください。

それから、次の25ページの中段です。商工費、商工費、1商工振興費です。002商工振興総務費、地域商業等支援事業費補助金326万円の減額でございます。これにつきましては、事業実績の見込みによる減額というところでござります。

その下です。土木費、土木管理費、1土木総務費、002土木総務費、急傾斜地崩壊対策事業負担金75万円の予算計上がござります。これは、現場が2か所ございます。桟谷地内、それから七日市の横立地内というところで、また見ていただければと思います。

それから、その下の2土地対策費、002地籍調査事業費です。合計としては1,054万4,000円の減額がしてございます。本年度、令和5年度におきまして事業採択とならなかつた部分、それから入札による減額、そうしたものを反映させているというところでお読み取りください。

次のページに進みます。26ページです。土木費、道路橋梁費、1道路橋梁維持費です。005除雪費でございます。除雪委託料として3,000万円を予算計上させていただいております。

それから、その下の2道路橋梁新設改良費です。004道路新設改良補助事業費、建設工事費、改修工事費、一方では600万円増額し、一方では600万円の減額ということになっておるかと思います。事業費の組替えをさせていただきたいというものであります。現場、工事名は、町道唐人屋線落石対策工事に係るものというものでございます。

それから、その下に行きます。土木費、住宅費、2住宅建設費、002公営住宅等整備事業費、合計で3,420万円の減額がしてございます。設計委託料が120万円の減額。これにつきましては、柳原団地と新横立団地の入札減、それから建設工事費として3,300万円の減、これにつきましては横立団地の入札減ということでお読み取りをいただければと思います。

それでは、進んでいただきます。29ページです。中ほど、教育費、保健体育費、1保健体育総務費、003保健体育施設費です。修繕料と改修工事費、それぞれ80万円から157万7,000円の減額がしてあるかと思います。まず、修繕料でありますけれども、これは令和5年度予算で一旦計上させていただいているものでして、内容といたしましては、六日市体育館の器具庫の扉、これの修繕費用ということであります。

それから、その下の改修工事費でありますけれども、大野原グラウンドゴルフ場にある池の改良工事です。これも同様に令和5年度予算で計上いたしておった部分ですが、それぞれ内容を改めて精査をさせていただいたところでありますて、この部分につきましては、令和6年度の当初予算のほうに予算計上させていただいたというところで見ていただければと思います。

以上が歳出予算であります。

次に、歳入予算を説明させていただきます。予算書を戻っていただきまして、12ページです。

予算書12ページの上から参ります。配当割交付金、配当割交付金、1配当割交付金、そこから下がっていただきまして、環境性能割交付金、ここまでとこですけれども、これらにつきましては、県から交付見込額の通知が参りまして、その数字に合わせてそれぞれ予算計上させていただいているというところでございます。

それから、予算書12ページの一番下になります。地方交付税、地方交付税、1地方交付税、普通交付税1,891万3,000円の予算計上がしてあるかと思います。この部分につきまして

は、これまでにも説明をさせていただいた部分がありますけれども、昨年末のところでの再算定の数字を反映させていただいているというところでございます。普通交付税の金額を申し上げておきますと、33億1,631万9,000円ということになってまいります。

それから、その下の特別交付税でございます。今回、地域おこし協力隊の部分でも予算減額をさせていただいておりますけれども、そうしたところを反映させていただきました2,032万1,000円の減額ということでございます。

次のページに進んでいただきまして、13ページに入ります。分担金及び負担金、分担金、5農林水産業費分担金、農業競争力強化基盤整備事業分担金450万円の減額があろうかと思います。事業費の減額に伴いまして、地元分担金の減額をさせていただいているというところでございます。

その下の7、土木費分担金、急傾斜地崩壊対策事業分担金1万3,000円、これは、現場は樺谷地内ということになってまいります。

それから、その下です。国庫支出金、国庫負担金、1民生費国庫負担金、それぞれ計上しております。これにつきましては、歳出額に対して、それぞれ所定の負担率等により算出をしておるというところでお読み取りをください。

それでは、次のページに進みます。14ページです。国庫補助金というところに入ってまいります。ここにも2の民生費国庫補助金から7土木費国庫補助金まで、それぞれ予算計上いたしております事業の進捗等々、先ほどの歳出予算に合わせた形で予算計上しておるというところでお読み取りいただければと思います。

なお、そのうち、すみませんでした、7土木費国庫補助金の社会资本整備総合交付金1,963万5,000円の予算計上がしてあるところがあると思います。これは、内容をお伝えしておきます。これについては、栃木橋の補修工事に係るところということでお読み取りいただければと思います。

その下に参ります。県支出金、県負担金、1民生費県負担金、この部分につきましては、それぞれ歳出額に対しまして所定の率等により算出をし、計上しておるものというところでござります。

それから、その下の4土木費県負担金、地籍調査事業費負担金です。これは、先ほどの土地対策費のところで、地籍調査事業費の歳出予算の土地対策費のところで予算減額をさせていただいたところがあろうかと思います。その部分というところでお読み取りをいただければと思います。

次の15ページに進んでいただきます。県支出金、県補助金、1総務費県補助金から一番下の9教育費県補助金のところでございます。これらにつきましては、先ほど説明いたしましたそれぞれ歳出予算に合わせる形で予算計上をしておるというところで見ていただければというふうに

思います。

それから、次のページ、16ページに移ります。県支出金、委託金、1総務費委託金です。知事県議会議員選挙費委託金です。これにつきましては、金額の確定による予算計上というところでございます。

その下です。寄附金、寄附金、1寄附金、企業版ふるさと納税活用寄附金。先ほど、歳出でいいますと、企画総務費のところで説明をさせていただきました10万円の寄附金があったというところで見ていただければというふうに思います。

それから、その下です。繰入金、基金繰入金、1財政調整基金繰入金から8まちづくり基金繰入金でございます。今回の歳出予算に合わせる形で財源調整とさせていただいているというところでございます。

16ページの一番下です。諸収入、雑入、10商工費雑入、返還金340万円。これは、先ほど新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金の分です。令和2年度事業でございますけれども、その部分について返還がなされるというお話をさせていただきました。その部分、歳出予算と同額の340万円をここに計上しておるというところでお読み取りください。

最後の17ページになります。町債、町債、1過疎債から10土木債までであります。これらにつきましては、それぞれ事業の進捗に合わせて財源調整をさせていただいているというところでお読み取りをいただければというふうに思います。

以上、議案第17号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第10号）について説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 24ページ、一番下の農林水産業費ですが、地域おこし協力隊員があります、マイナス795万円。これは、先日1名減員とちょっと私、聞き間違いかもしれませんが、何か金額が1人分だったら多いような気がするんですが、その辺はちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

当初、地域おこし協力隊の予算は7名分確保していたところなんんですけど、今年度の採用者が1人ということと、昨年度採用した方が1人辞められまして、今年度、トータル3名分の未雇用ということになりました、その分の予算の減額ということになります。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第14、議案第17号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第10号）の質疑は保留をおきます。

日程第15. 議案第18号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第18号請負契約の変更について（令和5年度林道滑峠線舗装改良工事）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第18号請負契約の変更についてであります。下記工事について、請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

記。

- 1、契約の目的、令和5年度林道滑峠線舗装改修工事。
- 2、契約の方法、一般競争入札による文書契約。
- 3、契約金額、変更後7,200万1,600円、変更前6,028万円、変更額は1,172万1,600円であります。
- 4、契約の相手方、島根県鹿足郡吉賀町下須423番地、有限会社三浦土木代表取締役三浦浩。詳細につきましては、所管いたします建設水道課長が御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第18号請負契約の変更について、詳細説明をさせていただきたいと思います。

資料は、参考資料の3ページから6ページに載せております。御覧をいただきたいと思います。それから、説明をさせていただきます場合、参考資料は、タブレットの場合、次のページに載せておりますが、地図等には色がついておりますので、こちらのほうが見やすいかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、参考資料、関係資料に従いまして説明をさせていただきます。

まず、3ページでございます。工事名といたしましては、令和5年度林道滑峠線舗装改良工事でございます。工事場所といたしましては、吉賀町木部谷地内でございます。工期は、令和5年5月16日から令和6年3月22日でございます。主な工事内容といたしましては、アスファル

ト舗装工が一式、側溝工が一式でございます。主な変更の内容につきましては、こちらのほうに書いておりますけれども、この工事は、令和4年の繰り越し工事でございます。名前的には令和5年というふうになっておりますけれども、予算の原資は令和4年の繰り越し工事になっておりまして、この工事部分につきましての限度が5年いっぱいということになってまいりますので、この部分において、余った工事費と、それから差金等も考えまして工事発注をし、この工事で変更をしたいという内容のものでございます。

それでは、変更になりました主な内容につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

今から申し上げますのは、直工費ベース、諸経費が係っておりません。生の工事部分で増額になった額をお示しをさせていただきたいと思います。

まず、舗装工でございます50万円の増。側溝工でございます280万円の増。残土処理工にいたしましては240万円の増。それから、軽微な部分の変更を寄せ集めまして19万円の増。直接工事額で合計をいたしますと589万円ということになってまいります。大体諸経費は100%というふうに考えていただきたいものなので、倍にしていただければ、大体変更をさせていただきたいという金額になるかと思っています。この中には、4週8休制を業者さんのはうで選択をされました。これは選択制になっておりまして、4週8休の制度で事業を展開をいたしましたので、その部分のアップ分が、これがなかなか数字で申し上げにくいものでございまして、歩掛かりの変更として入ってまいります。ですから、その中に溶け込んでいるというふうに御理解を賜りたいと思います。それから、もう一つはインフレスライド部分、これが71万円増加されています。これは今回、最近になりましてどんどん物価が上がってまいりまして、事業費の1%を超えた分についてはきちんと予算計上していく、変更対象にしますという決まり事がございますので、それについての増額部分が71万円含まれているということでございます。

変更によりまして、完成断面、舗装部分までということにしますと、1,300メートルの延長を計画をしているところでございます。進んでいただきまして、地図があろうかと思っています。ごちゃごちゃと書いてございますけれども、起点になりますのが地図の右上、ピンク色の線が町道木部谷線でございます。右上の辺りから左下に向かって赤い線が伸びております、これが滑峠線ということになります。今回、工事をいたしましたのがR5年変更計画工事ということで、延長は1,490メートル、ちょっと見にくいかもしれませんが、1,490メートルと赤字で書いてある部分、この部分でございます。当初におきましては、青い部分で旗揚げしてあります当初計画L1,300メートルということになります。

先ほど、増額の金額を申し上げましたが、ではなぜそういうふうな変更が増額にしていくのかという内容についてでございます。

まず、完成断面といたしましては、舗装もできている、側溝も整備されているという完成され

た断面につきましては、計画のとおり 1,300 メートルできるとするとことができました。側溝の増額部分については、非常に長い延長を持つものですから、きちんと今の完成断面を幾つにしましょうというところでなかなか計画が合わせにくいということで、まず工事の段取りとすれば、側溝を先行して工事をしていく。側溝の後に、路肩が固まったら舗装をかけていくという作業になりますので、その関係で 1,490 メートル部分を施工いたしました。つまり、完成断面が 1,300 メートルですから、190 メートルの余分な側溝が出来上がっているということになります。この部分が増額の要因ということになろうかと思っています。

それから、残土処理におきましては、240 万円の増と説明させていただきました。当初は、今地図を見ていただきました起点側、木部谷線のタッチ部分からの付近に町有地がございまして、ここ残土処理場になっております。ここへ残土をするという計画にしておりましたが、何せ 6,000 メートルもある延長でございますので、できるだけ残土部分については計画的にやりたいということで、当初から一番近いところを使つてしまふと、延長がどんどん進んでいくうちに、またどんどん遠くなっていくということもございまして、またもう一つは、起点のところだけではやはり残土処理は賄えないという計画もございますので、今回につきましては、この工区外へ持ち出させていただきました。七日市のほうへ持ち出させていただいて、その部分が残土処理部分として増えてきたという内容になるものでございます。

以上の理由によりまして、今回の変更について御承認をいただきたいということでございます。詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第 15、議案第 18 号請負契約の変更について（令和 5 年度林道滑峠線舗装改良工事）の質疑は保留をしておきます。

日程第 16. 議案第 19 号

○議長（安永 友行君） 日程第 16、議案第 19 号請負契約の締結について（令和 5 年度町道朽木線朽木橋補修工事）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第 19 号請負契約の締結についてであります。

下記工事について、請負契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年吉賀町条例第 49 号）第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

記。

- 1、契約の目的、令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事。
- 2、契約の方法、一般競争入札による文書契約。
- 3、契約金額、1億263万円、内消費税額は933万円であります。
- 4、工期、吉賀町議会の議決のあった日の翌日から令和6年3月29日までであります。
- 5、契約の相手方、島根県鹿足郡吉賀町大野原508番地、開盛建設株式会社代表取締役村上英司。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第19号請負契約の締結について説明をさせていただきます。

町道栃木線栃木橋の補修工事でございまして、参考資料につきましては、7ページから9ページに載せているところでございます。それから、タブレットの資料につきましても、色がつけてありますので、こちらのほうが見やすいかと思いますので、図面等はこちらを御覧いただきたいと思います。

それでは、参考資料によりまして、7ページから説明をさせていただきたいと思います。

工事名は、令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事でございます。工事場所は、柿木地内でございます。工期は、吉賀町議会の議決のあった日から令和6年3月29日まででございます。

なお、金額に見合う工期設定となっていない理由につきましては、町予算の繰り越しの手続きがまだ終わっていないためございまして、御承認をいただけましたら、追加議案として今議会にお諮りをさせていただくということにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、今回発注が遅れましたのは、つり橋という特殊な構造であるため、ケーブルの補修工法の特殊な部分、こういった部分の見積りに時間がかかったというものでございます。

御説明させていただきます。主な工事内容でございますけれども、主ケーブル及び部材補修工一式、それから塗替塗装工一式でございます。

入札の結果につきましては、下段の入札結果調書を御覧いただきたいと思います。

一般競争入札にて、2月20日に入札を執行しましたところ、応札者は2社でございます。開盛建設株式会社様が落札者と決定をいたしました。2月22日に仮契約書を締結しているところでございます。

それでは、工事の内容について御説明をさせていただきたいと思います。

まず、工事でございますけれども、本体、栃木橋でございますけれども、平成27年度、橋梁点検の折に、判定4、非常に危険な橋ということで、修繕工事を実施するものでございます。

それでは、これからは図面を見ながら御説明をさせていただきたいと思いますので、進んでいただきまして、橋梁補修一般図と一番上の部分に書いてありますところの図面を見ていただきたいと思います。

橋梁の形式は、つり橋でございます。橋長は49.21メートル、幅員は2メートルということでございます。

補修の概要につきましては、次のページに進んでいただきますと、補修工事概要図というのが出てまいります。ここに赤い線で示されている部分、それから赤い枠で示されている部分について改修をしていくということになりますけれども、補修箇所の一覧というのが上の段の真ん中辺り、右側に表になっております。これを御覧いただきたいと思います。

まず、主ケーブルということで、①定着点の変更、繋ぎ直しとあります。今回、橋が判定4の部類にランクされましたという理由は、主ケーブルの左岸側ですから、県道側です。これで見ていただきますと、右側になります。①というふうに数字が打ってございますけれども、その部分の上流側のメインケーブル、主ケーブルのアンカーのところを止めているちょうどコンクリートの境目が素線切れを起こしました。これによって耐力が低下しているということになります、非常に危険な橋ということになったわけでございます。この部分についてのつなぎ直しをするというのが大きなものでございます。ただ、この部分のみをつなぎ直すのでは、また同じ経過になっていっては困る。つまり、コンクリートでつかんでいる部分と、それから土の中に入っているということもあるものですから、4点止めてある部分の定着点を全て出しまして、露天にしていく。湿気が回らないように、今後の湿気対策をしていこうということで、4点の繋ぎ直しというものが発生をいたします。これが大きな改修の内容でございます。

次に、ハンガーロッドということで、②、③、一覧の中に書いてございます。概要図を見ていただきますと、橋の概要図がありますけれども、上のほうの表、図ですけども、そこにそれぞれ2番、それからこれ出ました9番、18番、20番というところに赤い線で、メインケーブルから本体をつっている部分の線が出ていると思います。これがロッドということになります。ロッドはつり下げている鉄の棒、それからブラケットはそれを定着させている部分の本体とのつなぎ目ということになります。

それから、その下、主構造でございます。④、⑤、⑥、⑦で書いてございますけれども、添接部材の取替、これはトラス構造になっておりますので、部材部材が三角にそれぞれ接合してまい

ります。その接合部を統括しているといいましょうか、接合させている板、この添接板を取り替えるというものでございます。

それから、⑤の横構部材の取替、これはその下の平面図、赤いバッテンがずっとついておると思いますけれども、このバッテンについて取り替えるというものでございます。橋の構造の形をきちんとしている構造体ですので、この部分、通るものを支えている部分の一番下の部分になる部分でございますので、これも大事なものということになっています。

それから、縦桁部材の取替、この縦桁部材でございますが、床版を支えている橋軸方向にずっと縦方向に伸びた長い構造体、これは床版が乗っかっているところ、こここの部分についても傷んでおりますので、取り替えるということ。

それから、もう一つ大きなところがございまして、その一番上、床版部分について、現在は縞鋼板が張ってありますけれども、非常に湿気等も回りやすい、それから水も浮きやすい、グレーチングに換えて、水通しよくなりますけれども、よく乾くということを目的にグレーチングに換えていくというものです。

こういった変更を、変更といいましょうか、補修をかけていくということでございまして、この補修におきまして、耐力は落ちますけれども、軽トラック、それから農業機材等については十分に通行できるというものになっていくものでございます。

長くなりました。以上、詳細説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第16、議案第19号請負契約の締結について（令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事）の質疑については保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午後2時06分休憩

午後2時18分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第17. 議案第20号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第20号動産購入契約の締結について（吉賀町立小学校教師用指導書等整備事業）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第20号動産購入契約の締結についてであります。

下記事業について、動産購入契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

記。

- 1、契約の目的、吉賀町立小学校教師用指導書等整備事業。
- 2、契約の方法、随意契約による文書契約。
- 3、契約金額1,443万9,079円、内消費税額は130万1,550円であります。
- 4、納入期限、令和6年3月29日まで。
- 5、契約の相手方、島根県松江市北陵町60番地、島根県教科図書販売株式会社代表取締役今井直樹。

詳細につきましては、所管いたします教育委員会の次長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） それでは、議案第20号動産購入契約の締結についての説明をいたします。

参考資料のほうは、紙ベースでいきますと参考資料の10ページになります。タブレット端末のほうでは、議案の2枚目が参考資料となっております。

今回の動産購入につきましては、小学校の教師用教科書等でございますので、まず最初に、教科書の供給の仕組みなどを簡単に御説明いたします。

小中学校の教科書につきましては、原則4年ごとに採択替えは行われ、小学校においては、令和6年度から新たな教科書を使用することになります。

小中学校の児童生徒の教科書につきましては、国から無償で給与されることとなっておりますが、教師が用いる教科書につきましては、購入する必要がございます。あわせまして、教科書の発行者が発行する教師用の指導書についても購入する必要がございますので、今回は小学校の教科書採択替えに伴います教師用の教科書及び指導書の購入契約となります。

また、教科書の供給の仕組みといたしましては、本来、発行者から教科書供給業者、そして教科書取扱店を経て各学校に供給されることになりますが、吉賀町には教科書取扱店が現在ございませんので、島根県の教科書供給業者から直接各小学校へ供給されることとなり、今回購入する教師用教科書及び教師用指導書も同様の取り扱いとなります。

それでは、参考資料に沿って御説明いたします。

事業名は、吉賀町立小学校教師用指導書等整備事業で、納入場所は町内各小学校、納入期限は令和6年3月29日となります。契約金額は1,443万9,079円で、うち教科書は非課税となっておりますので、指導書分として消費税額は130万1,550円となります。

指導書等の概要といたしましては、教科等の種類として、国語、書写、社会など、ここに書かれております13の種類となります。

内容といたしましては、教師用指導書セットと教師用教科書でございますが、指導書セットといたしましては、教科や発行者により内容が異なり、主なものとして、指導書の指導編、研究編、資料編や指導者用デジタル教科書、そのほかにCDやデジタルコンテンツなども含まれるもののがございます。

続いて、数量でございますが、指導書も教科書も教科ごとに対象学年や学級数によるものが学校ごとに必要となりますので、そこに記載してあるように、どちらも300前後の物を整備することといたします。

議案のほうを御覧ください。

今回の契約につきましては、島根県における教科書供給業者と契約締結することとなります。この教科書供給業者は都道府県ごとにおおむね1か所ずつあり、島根県には1業者しかございません。したがいまして、契約の方法は随意契約による文書契約で、契約の相手方は島根県教科図書販売株式会社となり、本年4月からの使用に向けて令和5年度中に整備するため、同社と契約を締結したいということでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第17、議案第20号動産購入契約の締結について（吉賀町立小学校教師用指導書等整備事業）の質疑は保留しておきます。

日程第18. 議案第21号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第21号吉賀町手話言語条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第21号吉賀町手話言語条例の制定についてであります。

吉賀町手話言語条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第21号吉賀町手話言語条例の制定について詳細説明を行います。

議案の条文を御覧いただければと思います。

この条例につきましては、条文の上の3段落目を御覧いただければと思います。この記載がありますように、平成18年に国際連合で採択されました障害者の権利に関する条約におきまして、手話は独自の言語として位置づけられ、これを受けて平成23年に改正された「障害者基本法」においても、手話は言語に含まれることが明記されたことに基づいて制定するものでございます。

それでは、1条を御覧いただければと思います。

第1条、目的でございます。この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進することにより、全ての町民が共生する地域社会の実現を図ることを目的とするということにしております。

その下に下がっていただきまして、第3条、基本理念がございます。基本理念といたしまして、手話への理解及び手話の普及は、ろう者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを前提に、誰もがお互いに尊重し合い、心豊かに安心して暮らせるまちづくりを実現することを基本として行わなければならない、という理念でございます。

第4条には町の責務、第5条には町民の役割、第6条には事業者の役割をそれぞれ記載しております。

その次の第7条につきましては、施策の推進といたしまして、1号から第5号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進することとしております。

なお、この条例は公布の日から施行するということにしております。

以上、議案第21号吉賀町手話言語条例の制定についての詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） この条例で、事業者という表現が出ております。この事業者につ

いての説明を願います。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。事業者の役割というところでございますが、町内におきます事業所、そういったのを想定しております、これにつきましては商工会等、そういういったところと連携をして実施していきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第18、議案第21号吉賀町手話言語条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第19. 議案第22号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第22号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第22号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

吉賀町長等の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

この件につきましては、まず私のほうから提案した趣旨あるいは理由について申し上げておきたいと思います。

まず、1つ目といたしましては、コロナ禍の影響による住民の皆様への配慮でございます。

ここ数年続いておりましたコロナ禍によりまして、住民の皆さんの生活は大変大きな影響を受けておりまして、地域経済も疲弊している状況でございます。

ここに来て、今、法律の取り扱いも5類に緩和されではおりますが、完全終息したわけではありません。住民の皆さんの生活や経済の回復には、まだまだ相当の時間がかかるというふうに思っております。

こうしたことから、自らが住民の皆様の気持ちに寄り添うその姿勢を形として示していくかなければならぬというふうに考えたところでございます。

2つ目は、地域医療の継続に向けた財源確保であります。

3月から病院の公設民営化によりまして、地域医療はどうにか継続することができました。

しかし、今しばらくは経営面では大変厳しい状況が続くものと思われます。そのために、町と

しましても、一定の財源確保が必要と考えております。

したがって、本年度及び来年度の予算編成におきましては、町の単独財源となります補助金について、削減目標を立て、地域福祉基金への積み立てを行うことといたしました。このことにより、住民の皆さんが従来どおりの事業を展開しようとすれば、一定の御負担をしなければならないということになります。

私といたしましては、今申し上げましたようにコロナ禍の影響による住民の皆様への気持ちに寄り添うということと、もう一つは地域医療の継続に向けた財源確保のために補助金を削減すること、このことに配慮するという観点から、本年度に引き続き、来年度につきましても給与を削減するということを決断したところでございます。

そこで、自らの給与につきましては、向こう1年間、10%の削減、同じ特別職であります副町長と教育長につきましても、私のこの思いのところに御賛同いただきまして、5%削減について御理解をいただいたところであります。

この条例案が可決されると、3人の給料、期末手当、共済費の合計で一定程度の削減額が創出されますので、この金額についても、補助金削減額と同様に、地域福祉基金に積み立てることといたしまして、今後の地域医療対策の財源として活用させていただきたいというふうに考えているところでございます。

それではこれから、担当いたします総務課長のほうから、条例案の内容、それから影響額、こうしたことにつきまして詳細説明をいたしますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第22号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定につきまして説明をさせていただきます。

先ほど、町長から説明がございましたとおり、町長、副町長、教育長の給料月額を減ずるという内容の条例の制定でございます。さらに、提案理由につきましても、先ほど町長が話をされたとおりということになります。

条例の具体的な内容について説明を申し上げたいと思います。制定文のほうを見ていただければと思います。

まず、第2条におきまして、町長の給料月額を令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間、100分の10を乗じて得た額を減じた額とするというものであります。

それから、次の第3条におきましては、副町長及び教育長の給料月額を令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間、100分の5を乗じて得た額を減じた額とするというものでございます。

いわゆる削減額について、その金額を申し上げたいと思います。

まず、町長であります。給料月額72万円のところ、10%の7万2,000円を減額し、64万8,000円。それから、副町長が月額60万7,500円のところ、5%の3万375円を減額し、57万7,125円。教育長が月額57万2,500円のところ、5%の2万8,625円を減額し、54万3,875円という給料月額となります。

その上で、年間の合計削減額について、またそれぞれ申し上げたいと思います。

内容的には、給料の部分、それから期末手当の部分、それからさらには共済費の部分、それらを全て合わせた金額ということでお伝えをしておきたいと思います。

まず、町長が120万5,014円。それから、副町長が56万2,375円。教育長が53万4,215円。これら全て合計いたしますと、230万1,604円ということになってまいります。これも先ほど町長申されましたけれども、この減額部分につきましては、令和5年度同様、地域福祉基金に積み立てを行うことと考えておりますし、後ほど上程いたします議案第51号令和6年度吉賀町一般会計予算において計上させていただくというふうに考えているところでございます。

以上、議案第22号の説明といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長よりの詳細説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第19、議案第22号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第20. 議案第23号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第23号吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第23号吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定についてであります。

吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会に議決を求める。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします税務住民課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。山根税務住民課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 失礼いたします。議案第23号吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定についての詳細説明をさせていただきます。

昨年12月の定例会で一旦上程いたしましたが、内容の精査、再考する必要があると判断し、撤回させていただきました。すみませんでした。その後、持ち帰りまして、課内で協議、また、吉賀町環境保全推進協議会で御協議いただきました結果をもちまして、再度上程させていただいております。

変更点につきましてですが、第3条になります、適用範囲でございます。前回の条例案では、50キロワット未満を除外としていましたが、適用範囲を変更し、50キロワット未満の小規模の発電事業についても説明会の実施を規定することとしております。

戻りまして、第2条の定義でございます。第9号のイでございます。説明会の対象となる建築物所有者、入居者、管理者等も含みますが、事業区域の土地境界から水平距離で30メートルであったものを100メートル以内としまして、より広く説明会の対象を広げることとしております。

事業者と地域住民の間のさらなる合意形成を図り、地域住民の方に不利益が生じないことが大前提となると思っています。また、今後の新たな事業計画や実施計画の把握、情報収集に努めたいきたいと思っております。

また、全員協議会の際に、浸水想定区域の対応について御質問がございました。条例を既に制定されております自治体の事例を見ますと、禁止区域に設定しているところもありましたが、本条例では禁止区域には含めないこととしたいと思います。浸水想定区域が事業区域に含まれていた場合、事業者に対し、第9条にあります事前協議の中で、浸水に対する対策や対処方法など計画に反映していただくよう、助言や指導を行っていきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、議案第23号吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定についての詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 先般の全員協議会のときにも説明をしていただいているところもありますが、まずこの条例で、今設置しておられる一定の容量ですけれども、そこの撤去に係る費用について何らかの表現があるのか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山根税務住民課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 失礼いたします。既設の、既に設置されている太陽光発電につきましても、廃棄等費用積立制度について、これが適用になるというふうに思っております。事業終了前の10年間で廃棄に要する費用について、積み立てるというものが制定をされておりま

すので、これが対象になるというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 買取制度の中の10年間で廃棄の積み立てをするというふうにお聞きをいたしました。それで、12月の議会のときに取り下げられたわけですけども、そのときにこちらのほうから、最初に設置する前の説明会のことでお聞きをしております。先ほど、課長からの説明では、建物の所有者だけでなく、そこに仮住まい、まあ、借家等で入っておられる人も入るということで説明を受けましたが、その条例の中で、住民、居住する人を表記をしない理由、私はやっぱり条例の中にどういう人が対象になるのかということを明記をする必要があると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 失礼いたします。今の議員の御指摘につきまして、第2条、定義の中の7号に建築物所有者の欄がございます。ここに建築物の所有者、居住者、占有者及び管理者をいうということで、こちらのほうに明記をしているというふうにこちらでは思っておりますので、そちらでお読み取りいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 6番松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） ちょっと確認なんですが、説明聞いたかも分からぬけど、現在、今までの10キロワット以上の実際やっておれることがあるわけですが、それは適用されるんですか。今設置してある、10キロワット以上の設備がありますが、それはどうなんですか。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） お答えいたしたいと思います。

既設の物件につきましても、この条例の対象となるというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 説明会についてですけども、今のこの条例上では、事業者さんが説明会をやるというふうに読み取れるんですが、行政の関わり、その説明会に対する、行政も一緒に説明会のところで関わっていくということについては、どのような検討がされたのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） お答えしたいと思います。

数字的なものについては、まだ検討しておりませんが、ある程度の規模以上のものにつきましては、担当を含めまして、担当課も説明会のほうへ出席をして内容の把握等努めてまいりたいと思います。事前協議がございますので、その際に参加をしていけたらというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 私が思うのは、その事業者さんの行う説明会という意味だけでなく、やはり今、この条例を定めようとしているのは、再生可能エネルギーとしてもっと広げようという趣旨が私はこの中にはあると、そのために制度をつくろうというふうに感じるわけなんですけども、そうした場合に、もっと行政の側が説明会そのもの、地域住民の方に対して説明をしていく、事業者さんと一緒に、そういうものがあってもいいのではないか、そのことを条例の中に盛り込む、そういうことにもっと積極的な取り組みが町にあってもいいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、9番議員のほうから御質問のあった件につきましては、明確な表現はこの条例上にはないわけでございますが、対応を当然、先ほど担当課長申し上げたとおりでございまして、事前協議がございますので、その中で協議のあった内容について、事業者に対して必要な助言とか指導をすると。こうした中で、場合によっては、あるいはその規模にもよると思いますが、地元へ出かけていて情報提供するなりのことを、この条文でいいますと、事前協議、第9条でございますが、その第2項にありますような形で、可能な限り適切な対応をさせていただきたいというふうに思っております。なかなかいろいろなことを想定をしてということで、まだこの中で十分充足されていない部分もあるかと思いますが、そうしたことにつきましては、今度は運用の面で、規則委任等も最後の24条等にございますので、そうしたところで対応させていただきたいというふうに思っております。9番議員が言われる趣旨については、十分認識をして、理解をしておりますので、現実問題、そのことが動く中で、担当課を含めて対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） もう一回だけ、説明会のことをお聞きしますけども、以前、私が副町長に出した分については受け取っているということで言われましたので、その点でいきますが、経済産業省のほうで総合資源エネルギー調査会というところが第2次取りまとめ案というものを、今持っているのは取りまとめ案なんですけれども、しておりますが、説明会の範囲のところで、出力が50キロから2,000キロワット以上という範囲に特別高圧になりますけれども、境界から300メートル以内ということを挙げています。この取りまとめに全部従わなきやいけないとは言いませんが、こういう取りまとめなんかも考慮して全体を100メートル以内というふうに検討したのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） お答えしたいと思います。

議員から情報提供いただいたものを確認しております。これによると、50から2,000キロワットという幅の広いといいますか、50キロワットを超えるものについて、300メートル以内というものが望ましいということもございましたが、1,000キロを超えるいわゆるメガソーラーと言われるようなものについては、別途協議が必要であるという認識は持っておりますが、いろいろ協議した中でおおむね100メートルという判断をしたところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） ちょっとよく分からんのですが、この発電設備から水平距離で100メートル区域に存する建築物の所有者という項があります。2条の9のイ、その所有者に対しては、12条に事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならないというのがありますが、今の100メートル以内、今既存の事業者は同意をまた得るために、同意を得なければならないのですか。それとも、今までやっているかどうか、それもよく分からぬのですが。100メートル以内の建物の所有者の同意を得なければならないというふうになってますが、その辺どうですか。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 失礼いたします。現在、事業区域の土地境界から水平距離で100メートルという方につきましては、建築物所有者ということでございまして、説明会の対象となる住民の方という範囲になりまして、同意を得る方については、事業区域の土地所有者と区域に隣接する土地所有者、それから事業区域が所在する自治会の代表者、そのほか町長が必要と認める者ということでございますので、先ほどの説明の中の100メートル以内の区域にある建築物所有者が全て同意の対象ではないというところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 今、説明会が必要ということになっておりますが、先ほど既設もこの条例に適用されるということでありましたので、既設の場合も説明会から同意をさらに得ないといけないのかというところがあります。今、気になるところがあるんだと思うんですが、それは適用されませんよね、既設に関しては。廃棄の場合だけがよろしいですよね。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 附則のほうにも書いてございますけども、既設のものについては従前の例ということでございまして、同意や説明会の対象ではないというところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） ちょっとこの条例を見ますと、私の個人の判断としては、すごい甘い条例だと思っております。例えば、第8条の文言を見ても、禁止区域を指定することができるという文言がありますけど、これを担保するのは何でするわけですか。それと、あらゆる条

例の中で、町長の判断による、町長の権限があまりにも強過ぎる条例になっているような気がするんですけど、町長の考え一つでころころ変わるというような条例でいいのでしょうか、どうなんでしょうか。その辺のところは、どうやって規制をかけるつもりなのかお知らせください。

それと浸水区域は除外するという説明でしたけど、どういう理由でこの浸水区域を除外するに至ったのかということをもう少し詳しく説明してください。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 失礼いたします。

第8条の禁止区域についてでございます。

規則のほうで、別に定めるということになっております。例えばですけども、保安林の区域、砂防指定地、地滑り防止区域、土砂災害特別区域、警戒区域等でございまして、このほかに必要があれば町長が指定をして、これ以外のものも含めることができるということで設定をしております。

ですので、範囲を広げる、甘い方向へといいますか、そちらへ広げていくという考えではございません。

それから、浸水想定区域の件でございます。

浸水想定区域でございますので、前もって対策をすることで災害が防止できると考えております。その体制なり対策が取られていない事業者に対しては、指導や助言をもちまして対策を取るようにということでお願いをしていきたいということで、禁止区域に定める必要はないという判断を担当課のほうでしたところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。質疑はないようですが、よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はおいて、日程第20、議案第23号吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第21. 議案第24号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第24号吉賀町部活動検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第24号吉賀町部活動検討委員会設置条例の制定についてであります。

吉賀町部活動検討委員会設置条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、教育委員会次長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） それでは、議案第24号吉賀町部活動検討委員会設置条例の制定についてを説明いたします。

議案に沿って説明をさせていただきます。

この議案につきましては、2月26日に開催されました全員協議会においても御説明しておりますので、重複する部分があるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

学校の部活動につきましては、全国的に少子化の進行の影響により、持続可能性の面における厳しさが増してきております。

また、学校現場におけるニーズの多様化への対応など、教職員への業務負担が増加する中で、競技経験のない種目の指導や休日の指導などが教職員への大きな負担となっており、働き方改革の面においても、学校部活動の指導がクローズアップされております。

このような状況の中、全国各地において学校部活動のあり方の検討がなされており、吉賀町においても、令和6年度において検討委員会を設置して検討することといたします。

それでは、議案のほうを御覧ください。

第1条、設置として、吉賀町立中学校の部活動の地域移行及び部活動数の適正化等に関して、今後の在り方並びに課題について協議及び検討するため、吉賀町部活動検討委員会を設置いたします。

第2条、所掌事務として、部活動の地域移行や外部指導者の導入に関する事項のほか、ここに掲げてある事項について協議・検討を行います。

第3条、組織としては、町の体育協会、町内スポーツ関連団体、町内スポーツ少年団、町スポーツ推進委員、町立中学校、町立中学校保護者のそれぞれの代表の方と教育委員会教育次長、その他教育委員会が必要と認めた者をもって構成いたします。

第4条、任期としては、2年とし、補欠委員は、前任者の残任期間といたします。

第5条、委員会に委員長及び副委員長を置き、その選任方法及び職務を規定しております。

第6条、会議は、委員長が招集すること、また会議の成立要件、議決要件等を規定しております。

第7条、委員の報酬及び費用弁償は、別に定めるとし、第8条、庶務は、教育委員会事務局において処理すること、第9条、このほか必要な事項は、教育委員会が別に定めるとしています。

附則において、令和6年4月1日を施行期日とし、第2項で、吉賀町非常勤特別職の報酬及び

費用弁償支給条例の一部改正として、委員長及び委員の報酬を規定することとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 前回の全員協議会のときも御説明いただいたんですが、ちょっと分からぬのでお聞きしますが、部活動の地域移行及び部活動数の適正化等に関してということが設置の目的にありますが、つまりあれですか、この地域移行ということは、その中学校に専門の方が、指導者がいないということで、部外者に中学校の部活動を指導していただくと、そういうような意味なんでしょうか。

それと、もう一点、適正化等に関してと、適正ということが使われていますが、今、各中学校、部活動がほとんどないんですよね。適正化ということは、数多くよくやって、それを適正に絞るとか、そういう意味にも取れるんですが、適正化ということは、数を絞るということなんですか、本当、今、部活が少ないんですよね。六日市中学校でも、サッカーと陸上とテニス、たった3つぐらいしかないと思うんですよ。適正という意味がちょっと分からぬんですけど、この今2点をちょっとお伺いします。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） まず、地域移行についてでございます。

こちらについては、全国で議論されていますように、教職員の働き方改革の面においても、部活動の地域移行というものが議論されております。

これは、議員がおっしゃられましたように、地域の中で指導できる部分、こういったところを学校部活動から、地域のほうの指導へ移行していこうというところでございます。

それから、適正など、部活動数というところがございました。先ほども申し上げましたように、これも全国的に少子化の影響によって、部活動の持続性という面で厳しさが増してきております。

吉賀町においても、当然生徒数の減少により、特に団体競技などは、その持続性に課題を抱えております。こういったところを含めて検討していきたいというところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） すみません。くどいようなんですが、部活を地域に移行ということは、例えば六日市中学校にサッカーチームがあるとして、それを中学校の部活から外に出て、一般の方が指導できるようになる、部活を中学校の管轄から外に出すというんでしょうか。

これでありますと、部活動の地域移行というふうにうたってありますが、部活動の地域移行ということは、つまり中学校の部活から教職員の負担を軽減するために、また指導者がいないとい

うことで、中学校の部活から地域に出ると、そういう意味なんでしょうか。それとも、中学校の部活はそのままで、教員以外の方が中学校の部活に入って、その部活を指導すると、今、全国で言われているのは、なかなか教職員の負担を減すために、専門の先生じゃないけど、その専門の方、野球とか、サッカーにしろ、町外に、学校外に専門の方がおられるので、その方に指導をしてもらうと、そういうふうなことを多分全国で言われておると思うんですが、この地域移行ということがはっきりよく分からぬんですが。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 失礼します。

まず、中学校の部活動の地域移行ということについて説明をいたします。

中学校の部活動というのは、学習指導要領の中に、教育課程外に位置づけられています。ですので、きちんとやっていけば、学校の先生が部活動を受け持たなくともいいということになっております。

ただ、これはずっと昔からの慣習で、部活動と、それから学習指導、これについては両輪のごとくといいますか、生徒指導にも役立ったりというふうないろいろな、それから生徒の心身の健全発達に非常に役立っているということで、ずっと続いたまんまになっているところです。

ですけども、今は教員だけではありませんけども、働き方改革ということで、本来先生がその役を担わなくともいいものをずっと担っている状況ということがございまして、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」というのが令和2年9月に文科省から通知が出ております。それを受け、令和4年6月にスポーツ庁、時期を同じくして文化庁、文化部もありますので、そういうふうな指針が出て、部活動を地域へというふうな方針が出ています。

実際問題どういうふうにというふうなことになるかと申しますと、先ほどおっしゃられたとおり、柿木中学校には、陸上部、それから女子バレーボル部と、それから卓球部がございます。

それから、吉賀中学校には、女子バレーボル部、それから男子、女子、今回一緒にできるということになりましたソフトテニス部、それから野球部、六日市中学校は、陸上部、それから女子のソフトテニス、それから男子サッカーボル部というふうなものがございます。

それから、吉賀中学校は、女子も一応野球部に加入はできるというふうなことになっているようです。

今、部活動、今年度実施しているものを挙げましたが、来年度に向けては、これも廃止せざるを得ない、生徒さんが入らない限りは廃止しないとやれないというふうな状況があります。部活動がこのまんまだと、どんどん尻すぼみになっていくというふうな状況がまずございます。

それから、生徒の皆さんのニーズ、自分は、この部活に入りたいであるとか、もっとこんなのがあったらいいのにと、これについては、全協でもちょっと議員さんからもお話をありましたけ

ども、生徒のニーズ、生徒の考え、思いというふうなことも大切にしていきたい。

それから、中学校長会で、実際に部活動の担当の教員、どういうふうになっているかと、ちょっと調査した資料がございます。ちょっと読み上げてみます。

現在、町内一応 33名の教職員、中学校ですけども、担当していない教員もおります、7名ほど。それから、部活動の指導、その部、例えば野球が得意とか、卓球をやっていたとか、そういうふうな指導可能な部活の主顧問が7名、その指導可能な部活の副顧問というのが4名、それから指導可能ではない主顧問、ですのであまり得意ではない、やったことがないという、そういう方が2名、それから同じように指導可能ではない副顧問が12名というふうな状況になっております。

ですので、専門で部活動を生徒に学校内で教えることのできる環境というのも、危うい状況にあるというふうなことがあります。

では、実際に地域で、例えばここに挙げてあります陸上、バレー、野球、サッカー、ソフトテニス等なんですけど、卓球も。そういうふうなところの部活動、実際に生徒さんに指導できる指導者がいらっしゃるスポーツもありますし、いらっしゃらないものもあります。

というところで、地域の方、地域の指導者にお願いをする部分、それから一旦学校の正規の部活動ではなくて、学校の職員としてではなくて、兼職兼業ということになりますが、学校の教員が、自分は土日でも、学校を離れてでもやってみたいと、そういう教員もおりますので、そういう方が地域のある場所に出かけて指導するというふうなことがございます。

これらを総合的にどういうふうにしていくのか、それぞれの、先ほど挙げました推進委員になっていただける方に、いろいろ知恵を出し合っていただいて、どういうふうにしたらスムーズに地域移行ができるか、生徒さんのためにできるかということを考えてまいりための設置条例でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今、教育長の説明で、僕はちょっと頭の回転が悪いのでよく分からんんですけど、ただ、最後に言いますが、この部活動の地域移行という文言、これは恐らく、この条例は、上から来たものをそのまま適用しているんじゃないかと思うんですよ。

これ絶対見たら分からないです。吉賀町立中学校の部活動の地域移行、これだけでは本当、私が言ったように、それじゃ学校の部活動が外に出るんかということと思うんですよ。

恐らくこの条例の文言は、多分これは全国的に設置ということで恐らく、大変失礼な言い方ですけど、教育委員会が考えたんじゃなくて、上位から、県か国か分からんですけど、来たものをそのまま、私は使っているように思うんですよ。

そうでなかつたら、この文言を変えないと、分からぬですよ、絶対に委員の皆さんにも。今、教育長がるる、すごく長く説明されましたけど、それでもなかなかよく分からぬです。この部活動の地域移行と、ちょっとこの文言について、私は変えるべきだと思うんですけど、それは私の考えですが、いかがでしようか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 部活動の地域移行というのは、全国的にそういう文言が使われてゐる
と、全国的な流れ、もちろんそういうことはござります。

ただ、この部活動の地域移行については、特に都市部と町村部で大きな開きがあると、都市部ではそういう環境が整つてゐますので、地域移行がすぐにできますが、実は町村部ではなかなか難しいということがございまして、一昨年12月、令和4年の12月になりますけども、部活動の地域移行というものが改革集中期間という、令和7年までにということになつてゐたんですけど、今は推進期間ということで、令和7年度末を目指していこうというふうな形になつてゐるところです。

もし、この設置条例を設けて、地域移行というふうなことにとどまらないというふうなことなら、その会議の中で委員の皆さんのお意見を踏まえて、また変えることも可能ではあると思ひます。

ただ、今現在、この地域移行に向けた設置委員会というのは、今現在、生徒さんが困つてゐる状況、教師も働き方改革でというふうなところがございまして、一応この文言で、まずは御理解いただきて、またその設置協議会の中で御検討いただきて、そのあり方について、また新しい方向性が出ると思ひますので、これはあくまでも検討委員会でござりますので、もちろんよりよい考え方なり、物ができれば、そこでまた改めてお示ししたいと思つております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） ちょっとお聞きするんですが、中学校の部活というのは、体育系だけなんですか、文系のほうはないんですか。いや、恐らくあると思うんですけど、この条例は、体育系だけの条例ですね。

だから、文系は関係ないというか、これは地域の人がみんなで、この部活を助けるという格好かと思うんですけど、文系は、今、そういう各中学校には文系の部活はないとか、どうですか、ありますか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 文系の部活動についてでござりますが、町内の中学校には、文系の部活動はございません。ずっと以前には、私たちが在学している頃にはプラスバンド部であるとか、

中学校の軽音楽部とかいうのはございましたけども、今現在はありません。

ただ、生徒の皆さん、いろいろな価値が多様化していますので、文系がぜひ欲しいというふうなことがもしかしたらあるかも分かりません。

今現在は、先ほど申し上げました体育系の部活動についての検討ですけども、この中で、全協でもお話ししましたけども、アンケートを取ったりであるとか、それから実際に生徒の皆さんの方を聞くとか、そういう機会を持たないといけない。そういう中で、また文化系の部活動は、ぜひというふうなことがございましたら、また改めてそこで協議をさせていただくことになるかと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） この委員の方々の中に、今、小学生もいろんな形で、いろんなスポーツ少年団も含めて、いろんなスポーツをやっています。これから中学校に上がる子どもたちを抱える保護者さんの意見というのは、どういう形で反映されることになるのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 小学校の保護者の皆さん、それから小学校の児童の皆さん、高学年ぐらいになりますと、中学校でどの部活に入ろうかというふうなことも考えてくる年代だと思われますけども、そういう児童の皆さんの方を聞く機会、この検討委員会では、まずは中学校ですけども、そういう保護者の皆さん、児童の皆さんの方を聞く機会、アンケートを取る機会、そういうものを持ってまいりたいと思っております。

あるいは、これを論議する過程でも出ましたけど、吉賀高校との兼ね合いであるとか、そういうところも見据えて、まずはこの委員で始まりますが、あとは教育委員会が認めた、必要とする委員もございますので、そういう機会であるとか、論議が広がれば、意見を聞く機会、アンケートを取る機会、そういうものを持ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） これは設置条例なんで、特に問題ないと思うんですが、例えばこの委員会で、そういうふうな部外者の人にお願いしましょうということになった場合、そのときに、今ここに掲げてある体育協会とか、いろんなスポーツの団体がありますから、そういう方が指導者となった場合に、この学校側は、その人らに任せたよと、今さっき言わされたような課外授業だということなんで、そうすると、例えば六日市中学校でやる場合は、今、バレーボールをするにしてもサッカーするにしても、なかなか一つの学校でできるような状況ではないと思うんですよね。

それで、生徒さんの移動もありますし、それから指導される方の位置づけ、どういうふうな、

例えば事故が起きたとか生徒がけがをしたとか、そういうふうなことも、この委員会で決めるることはちょっと無理じゃないかと思いますが、今、教育委員会のほうで考えておられる、そういうふうなもろもろのことは、今、当然これが出てきることは、もし設置条例ができると、その折にこういうふうになりますよということを想定しておられるんではないかと思いますが、その辺のことを、これには明記できないと思いますが、どのようなお考えであるのか、お聞かせ願えたら喜びます。その辺いかがでしょうか、まだ発表できませんか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） まだあなたに指導者となっていたらどうかというふうなところまでは、詰めていない状況です。今、各スポーツ団体の代表の方であるとか、そういう方に可能性をまずは探っていくというふうな、この検討委員会では、というところになります。

その後で、先ほど教員のほうでも申しました兼職兼業であるとか、それからスポーツの指導者としての適格性であるとか資格であるとか、そういうふうなところもきっちり精査をしていかなければならぬというところ、それからもう一点は、地域移行というのが、説明が前後して大変申し訳ございませんが、全ての部活動を一挙に地域へということではございませんで、まずは土日、教員が本来勤めるはずのない日にちについて、土日については地域移行を進めていこうと。そのうち平日についても、できるかどうかは分かりませんけども、その可能性を探っていくことということになっておりますので、まずは土曜日、日曜日について、生徒の皆さんに何とか部活動ができる環境を整えていくためにはどうしたらいいかというのを探っていくというふうなところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） いろんなことを探ろうということで言われると、そうしますと、単に指導者がいる部活というような意味合いにとどまらず、やっている生徒が、例えはけがをしないようにするため、また体をつくるために必要なスポーツトレーナーであったり管理栄養士であったり、そういう方々との協力関係、そういうところにも話を進めていかれることになるのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 将来的には、そういう方の御協力をいただかないといけないと思っております。

ただ、現在、この部活動の検討委員会というふうなことで設けますが、あまり急に間口を広げ過ぎると、議論がまとまらないということがございまして、まずはこの提案で出しました委員の皆様に協議をしていただきながら、こういう方がぜひ必要であるとか、こういうところはどうい

うふうな仕組みをつくっていかなければならぬかということも含めて検討してまいりたいと思っております。

議員の皆様から頂戴いたしました御意見、町民の皆様も、恐らく同じような思いを持っておられる、特に保護者の皆さん持っておられると思いますので、しっかり取り入れていきながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第21、議案第24号吉賀町部活動検討委員会設置条例の制定についての質疑は保留しておきます。

ここで10分間休憩します。

午後3時32分休憩

.....

午後3時46分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第22. 議案第25号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第25号吉賀町こども家庭センター設置条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第25号吉賀町こども家庭センター設置条例の制定についてであります。

吉賀町こども家庭センター設置条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第25号吉賀町こども家庭センター設置条例の制定について詳細説明を行います。

議案の条文を御覧いただければと思います。

第1条でございます。設置というところで、1条につきましては、児童福祉法に基づきまして、

児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うために設置することとしております。

第2条におきましては、センターの位置を記載しております、第3条では、業務内容といたしまして、児童福祉法及び母子保健法に基づく業務としておるところでございます。

第4条では、職員について記載をしております。

第5条では、業務に従事する者に対する守秘義務について記載をしております。

なお、条例は、公布の日から施行いたしまして、吉賀町子育て包括支援センター設置条例につきましては、廃止することいたします。

以上、議案第25号吉賀町こども家庭センター設置条例の制定についての詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明が終わりましたので、ここで質疑を許します。質疑はありませんか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） この3条に、法第10条の2第2項と、それから母子保健法、この法があつて、この業務というのは大体どういうふうな内容ですか。一般的にこれとこれと、詳しいことはいいから、大体どういう業務なのか、ちょっとそれをお願いします。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

まず、この業務内容の1号、2号につきましてですが、まだ今、国のほうで法律改正が行われておらず、4月1日以降に示されるというところでこの内容を書いております。

基本的には、今まで実施しております母子保健法、子どもさん、妊娠婦から乳児、そういうところの対応といたしまして、保健師が行っていたり、助産師、そういうところで業務を行っていた内容はこちらのほうになります。

それから、法第10条の2第2項各号に掲げる業務といたしましては、現在、子ども支援家庭拠点事業といたしまして、児童生徒の支援に関する業務を行っております。それを包括した形で、家庭センターという業務をいたしますので、基本的には、今、保健福祉課で行っている業務を中心拡充をしていくというようなイメージでいただければというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今、設置が、松江と津和野町というふうになっていますが、広石の菊次さんがされているような、ちょっとダブるんですが、菊次さんがこの職員というか、中に入るとかではないんでしょうか、また別なんですか。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

広石の菊次さんにおかれましては、産前・産後サポート事業の実施を委託をしておりますので、

もちろんその事業も今の子育て包括支援センターの事業と位置づけをされまして、一緒に今、事業を行っているというような状況でございます。

なので、職員といたしましては、保健福祉課の職員というよりも、委託先の方というふうな捉え方でお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） すみません。ちょっともう一遍、このセンターに、第4条のところで、職員として、センター長、統括支援員、その他必要な職員ということで示されております。

それで、今、会計年度任用職員という言葉もありましたが、どういう体制でこの家庭センターが構成されるのか、そしてセンター長の権限、どういう権限を持って行うことになるのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

まず、こども家庭センターとしての要件といたしまして、センター長を1か所に1名を配置するという要件、それから母子保健機能と児童福祉機能、それを双方の業務について知識を有して判断することのできる統括支援員、こちらを1か所で1名を配置するという要件がございます。

それに基づきまして、このたび条例を制定するに当たって、この2名の職員の名称の記載をさせていただいたところでございます。

その他必要な職員というところでございます。現在、包括支援センターと子ども家庭拠点のところでの職員でございますけど、子ども家庭支援員といたしまして社会福祉士、そういった専門職を予定をしているところでございます。

それから、虐待対応専門員、それから困難事例対応職員、そういった保健師、それから心理担当、様々な内容のところに専門職、あるいは事務職を配置をいたしまして、センター長、統括支援員を中心に事業を行っていくというようなところで御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） ちょっとはつきり分からんんですけど、県内に子育ての支援包括センターという窓口は、県内全部の自治体にありますよね。

それで、このこども家庭センターというのは、今度は県内一律に、この名称になるわけですか。

それと、吉賀町でしたら「ぴよぴよ」という名称がついていますし、隣の津和野町で「来る未」という名称になっていますけど、その名称というのは残るわけなんですか、どうなんですか。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

こども家庭センターの名称につきましては、「ぴよぴよ」をそのまま継承していきたいという

ふうに考えております。

こども家庭センターの名称でございますが、基本的には厚生労働省がこども家庭センターを設置するようにという要件といたしまして、先ほどのセンター長、統括支援員を置くということになつておりますので、名称といたしましては、こども家庭センターという名称で、県内、あるいは全国で設置をされるというふうに認識をしております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第22、議案第25号吉賀町こども家庭センター設置条例の制定についての質疑は保留しておきます。

日程第23. 議案第26号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第26号吉賀町地域医療協議会設置条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第26号吉賀町地域医療協議会設置条例の制定についてであります。

吉賀町地域医療協議会設置条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします医療対策課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当者からの詳細説明を求めます。渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 失礼いたします。議案第26号吉賀町地域医療協議会設置条例の制定について、詳細説明のほうをさせていただきます。

議案の2ページを御覧ください。

これまで町の地域医療等の充実や地域医療体制の確保等に関する計画の策定や協議などを行う委員会としましては、吉賀町地域医療計画策定委員会が設置をされて、計画の策定に関する協議等をしておりました。

3月1日から、よしか病院が公立病院として開設をされたことから、今後は、公立病院経営強化プランの策定も行うことになりました。

併せて、公立病院であることから、医療の質や医療の従事者の確保についても、町としては重要な課題でありまして、取り組みの強化を行っていくこととなります。

のことから、現行設置しております吉賀町地域医療計画策定委員会について、見直し、廃止をしまして、新たに吉賀町地域医療協議会を条例制定するものであります。

第2条の所掌事項としまして、吉賀町地域医療計画及び公立病院経営強化プランの策定に関する事項、医療の質や医療従事者の確保、診療体制の充実等も盛り込んでおり、これまで以上に地域医療に関する様々な事項を協議していきたいというふうに考えております。

最後、3ページの附則ですが、施行期日は、令和6年4月1日から施行としておりまして、先ほど少し触れましたが、吉賀町地域医療計画策定委員会条例の廃止、吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についても、併せて行うものであります。

以上で、議案第26号吉賀町地域医療協議会設置条例の制定について詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 2条の中に、医療の質の確保ということがうたわれておりますが、具体的に医療の質というのはどういうことなんでしょうか。といいますのが、具体的に言いますが、また議長に止められるかも分かりませんが……

○議長（安永 友行君） 桜下議員、止められることは言わんでください。

○議員（1番 桜下 善博君） はい、分かりました。

休日の夜間、救急の夜間が受け入れが中止になったんですが、医療の質を高めるためというんですが、これは具体的な例なんですが、例えば、同僚議員からMRⅠがどうしても必要だということも何度も出ておりますが、そういうことも検討するんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） これからこういう協議会を立てて話をしていくことですが、幅広に捉えれば、当然そういうようなことも検討されるのかなというふうに考えておりますが、今のところでは、こういう医療の質というところでも、幅広いところでの表記にしております。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 確認しますが、今のところ検討はしないが、将来的には検討するか、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 将来的にどうかと言われるところではありますが、この中の協議会のほうで当然話をしていくべきでありますので、今ここでそういうことは明言できないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） この委員の中によしか病院の関係者、またカタクリ会の関係者の方が含まれるわけですか、どうなんですか。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 委員組織の中、第3条のところではありますが、町内の医療機関というような項目がありますので、その中に入ってくるという可能性は当然あると思います。
以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 3条の中で、6項に、その他町長が必要と認める者とあります
が、どういう方を想定していますか。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 非常に難しい質問だと思うんですが、読んで字のごとく、町長
が必要と認める場合というところで、1号から5号に該当しなくて、そういう方を選ばれると
いうような可能性があるというふうに思っていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 関連ですが、4項の見識を有する者の代表というのは、どうい
う方を想定されていますか。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 見識を有する者の代表という形でのお答えしかないのかなと思
いますので、よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第23、議案第26号吉賀町地域医療協
議会設置条例の制定についての質疑は保留しておきます。

日程第24. 議案第27号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第24、議案第27号地方自治法の一部を改正する法律の施
行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第27号地方自治法の一部を改正する法律の

施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第27号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明を申し上げます。

この条例につきましては、地方自治法の改正による条ずれに伴いまして、該当条番号を引用している町の条例の改正を行うというものでございます。

関係する町の条例が全部で5本ございますので、整理に関する条例の制定という形で提出させていただいております。

改正内容ですけれども、自治法、法律と施行令の改正がそれぞれございます。

まず、法律で申し上げますと、「第243条の2」が「第243条の2の7」に、それから「第243条の2の2」が「第243条の2の8」になったところです。

さらに、施行令では、「第173条」が「173条の4」に、法律、それから施行令が改正をされたということでございます。

それで、参考資料をそのまま進んでいただいて、ペーパーでは11ページです。タブレットではそのままお進みいただいて、参考資料を見ていただければと思います。新旧対照表がございます。

整理条例第1条といたしまして、吉賀町監査委員に関する条例、この中で、その該当条文、条番号を用いているところの改正を行うというものでございます。

監査委員に関する条例で申し上げますと、第3条と第8条に「第243条の2の2第3項」というところがございます。これを「第243条の2の8第3項」に改めるというものです。

その下の整理条例第2条ですけれども、吉賀町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例でございます。第1条の「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、それから「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改めるというものです。

さらに、次のページに入りますけれども、第2条の中です。「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改めるというものです。

以下、整理条例第3条では、吉賀町下水道事業の設置等に関する条例、それから整理条例第

4条では、吉賀町水道事業の設置等に関する条例、それから整理条例第5条では、吉賀町病院事業の設置等に関する条例、それぞれ条例中に規定しております「第243条の2の2第8項」というものを「第243条の2の8第8項」に改めるという、こういう内容となっております。

以上、議案第27号の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第24、議案第27号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第25. 議案第28号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第28号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第28号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年吉賀町条例第49号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします税務住民課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。山根税務住民課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 失礼いたします。

議案第28号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行によりまして、この法律で定められておりました「別表第2」というものが廃止となるものでございます。

別表第2では、条例で定める個人番号の利用の範囲、情報の紹介者や事務、情報提供者、特定

個人情報を規定していたものでございます。

今後は、省令に規定することで情報連携が可能となるものでございます。

引用していた表が廃止となつたため、利用事務、情報について定義をする改正となっております。

それでは、参考資料の新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思います。

次のページになるかと思います。ページの資料では、14ページになると思います。

第2条中、改正後の欄の5号と6号で定義の追加をしております。

5号では、「個人番号を利用する事務」「特定個人番号利用事務」という名前について規定しております。

6号では、「利用する個人情報」「利用特定個人情報」という名前にしております。

続いて、第4条第1項、「法別表第2欄に掲げる事務」とありますものを「特定個人番号利用事務」としております。第2項でも同じものが出でています。

それから、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」とあるものを「利用特定個人情報」としております。

少し下がつていただいて、「当該特定個人情報」とあるものを「当該利用特定個人情報」と改定しております。

続いて、次のページになります。

附則でございます。この条例の施行につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日からとなります。

以上、議案第28号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第25、議案第28号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第26. 議案第29号

日程第27. 議案第30号

○議長（安永 友行君） 日程第26、議案第29号吉賀町交流研修センター施設条例の一部を改

正する条例についてと、日程第27、議案第30号吉賀町サクラマス交流センター施設条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2つの議案について、一括で上程をさせていただきます。

まず、議案第29号吉賀町交流研修センター施設条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町交流研修センター施設条例（平成24年吉賀町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第30号吉賀町サクラマス交流センター施設条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町サクラマス交流センター施設条例（平成28年吉賀町条例第34号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

いずれにつきましても、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第29号吉賀町交流研修センター施設条例の一部を改正する条例についてと、議案第30号吉賀町サクラマス交流センター施設条例の一部を改正する条例について、それぞれ説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、使用料の変更ということでございます。

内容につきましては、新旧対照表を用いて説明をさせていただきます。

まず、議案第29号交流研修センターであります。

ペーパーの参考資料で言いますと、16ページになります。タブレットはそのままお進みいただければと思います。

まず、改正箇所ですけれども、第6条のところにアンダーラインを付しているかと思います。改正後においては、滞在型研修宿泊室の利用者が交流室を使用するとき、という言葉、この表現を加えさせていただいております。これは交流研修センター、今、吉賀高校生の受け入れ施設というふうに使っております。その高校生が交流室を使うというケース、これは現実的には、それは今あるんですけれども、そうしたときに、その交流室の使用料を現実的には免除するという対応を取っておりまして、それに合わせたということでございます。

それから、その下の別表を御覧ください。

交流研修センター、それぞれ区分の欄を見ていただきますと、室がありますけれども、吉賀高校生の受け入れ施設というところで言いますと、滞在型研修宿泊施設というところであります。この部分で「月額4万2,000円」を「月額4万5,000円」に変更をするというものであります。

次に、サクラマス交流センターであります。

参考資料は、紙で言いますと、17ページです。データは、また元に戻っていただいて、進んでいただければと思います。

サクラマス交流センターの施設条例でございます。別表のところに居室という部分があります。これが生徒さんが入られているところということになりますと、「月額3万3,000円」を「月額3万6,000円」に変更をさせていただきたいということであります。

この変更理由ということでありますけれども、実際に食材費、あるいは光熱水費、そうしたものがもう既に、令和3年、4年、5年と、上がってきてくれるというのは御承知のことかと思います。そうした部分を反映させたというところ、そうした影響を考慮しての今回の使用料の変更というところで見ていただければというふうに思います。

以上、議案第29号、それから議案第30号の説明といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第26、議案第29号吉賀町交流研修センター施設条例の一部を改正する条例についてと、日程第27、議案第30号吉賀町サクラマス交流センター施設条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をおきます。

日程第28. 議案第31号

○議長（安永 友行君） 日程第28、議案第31号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第31号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町職員の給与に関する条例（平成17年吉賀町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうが御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第31号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

参考資料を用いて説明をいたします。紙で言いますと、18ページということになります。お開きいただければと思います。

今回の改正内容につきましては、吉賀町職員の職名に新たに「社会福祉士」と「調整幹」、この2つを定めるというものであります。

まず、社会福祉士につきましては、先ほど議案第25号で上程いたしましたこども家庭センターの設置に伴いまして、社会福祉士の配置を計画しております。本年4月1日から配置予定となっているところであります。

その上で、新旧対照表を見ていただきますと、アンダーラインを付したところ、級で言いますと、1級から6級まで、それぞれ「社会福祉士」というものが加わってきておりまして、さらに社会福祉士の前に「主事」であったり、「主任」「主幹」とかいうふうな表現を加えているかと思います。これにつきましては、見ていただいたら分かるとおり、その他の保健師あるいは保育士と同様の名称というふうにしているところです。

それから、次に調整幹についてでございます。

これにつきましては、定年の引上げに関するものでございます。ごく簡単に申し上げますと、60歳に到達後、退職せずに、引き続き勤務を継続する職員の職名というふうに見ていただければと思います。

その職員につきましては、5級設定ということになりますので、その5級のところに「調整幹」という職名を加えさせていただいているという、こういう内容となっております。

以上、議案第31号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長よりの説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第28、議案第31号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第29. 議案第32号

○議長（安永 友行君） 続いて、日程第29、議案第32号吉賀町職員の特殊勤務手当に関する

条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第32号吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年吉賀町条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第32号吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

参考資料を用いて説明を申し上げます。紙の参考資料は19ページでございます。

今回の改正ですけれども、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行されたことに伴いまして、国の取り扱いに準じて防疫等作業手当に関する特例規定を改正させていただくというものです。

改正内容につきましては、これまでの新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例を廃止いたしまして、今後発生する可能性のある新型インフルエンザ等により生じた事態に対処できるよう、新たな規定を設けると、こういう内容になります。

新しい規定ですけれども、職員が防疫等の作業に従事した場合に、作業1日当たり4,000円の範囲内で手当を支給することを特例として定めるという、こういう内容となっております。

この規定につきましては、人事院規則において定められておる内容でありまして、本町におきましても、同じ内容で定めるということでございます。

なお、この改正後の特例に基づき、防疫等作業手当の支給対象とするその作業の内容、そしてその作業に応じたそれぞれの額でございますが、国や島根県、そうしたところが今後示す内容を基に規則で定めていくという、こういう流れになってまいります。

以上、議案第32号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） ちょっと確認のためにお聞きしますが、この附則第4項中云々、その他これらの者に長時間にわたり接して行う作業、その他町長がこれに準ずると、この長時間というのは、おおよその時間は分かるわけですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） これまでのところで、この時間について示された文書は出でていないのかなというふうに思います。むしろこれに該当する作業とは一体何なのかというふうに見たときに、患者を移送するだとか、患者をケアするというところも含まれるかもしれませんけれども、そうしたところから時間を想像するしかないのかなと思っています。この長時間というところの何時間までが短時間で、何時間から長時間かという、そういうものを示したもののはなかったというふうに認識しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第29、議案第32号吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

○議長（安永 友行君） それでは、お諮りをします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） それでは、異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定をいたしました。御苦労さまです。

午後4時31分延会
